

大里広域市町村圏組合
第9期介護保険事業計画

<素案>

令和5年12月

大里広域市町村圏組合

管理者挨拶

作成中

大里広域市町村圏組合
管理者 小林 哲也

第9期介護保険事業計画

《目次》

第1章 組合の概要.....	1
1 組合の沿革.....	1
2 組合の介護保険業務の概要.....	1
第2章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 国が示す基本指針の主な内容.....	6
第3章 組合圏域における高齢者等の動向.....	8
1 組合圏域の概要.....	8
2 人口の推移及び世帯等の状況.....	9
3 アンケート調査の結果.....	12
第4章 介護保険事業の状況.....	32
1 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移.....	32
2 認知症高齢者数の推計.....	34
3 介護サービス給付費の計画値と実績値との比較.....	35
第5章 日常生活圏域の状況.....	38
1 日常生活圏域の設定.....	38
第6章 介護保険サービスの見込み.....	44
1 高齢者人口等の推計.....	44
2 居宅・介護予防サービス.....	45
3 施設サービス.....	49
4 地域密着型サービス.....	51
5 地域支援事業.....	54
6 事業費の算定.....	71

第7章 事業の円滑な推進.....	74
1 推進体制.....	74
2 サービス基盤の確保及び資質の向上.....	75
3 計画の進捗管理.....	77
資料編.....	78

第1章 組合の概要

第1節 組合の沿革

大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、昭和47年4月1日に2市3町5村を構成市町村とする地方自治法上の一部事務組合として設立されました。その後、市町村合併を経て、現在は、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「市町」という。）の2市1町で構成されています。

共同処理する事務は、①ごみ焼却施設・不燃物処理場の建設及び管理運営に関すること。
②介護保険に関すること。です。

介護保険については、平成15年度から保険者となり、市町と連携しながら介護保険事業全般を所管しています。

また、市町には、9箇所の介護保険事務所を設置し、市町の職員が組合の併任職員として主に窓口事務を担当しています。

なお、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム推進に関する業務（以下「地域支援事業」という。）については、市町の意見を尊重し、熊谷・深谷・寄居介護保険事務所がそれぞれ企画・立案し事業を実施しています。

第2節 組合の介護保険業務の概要

1 組合の介護保険業務の概要

組合では、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事務を行います。

- (1) 被保険者の資格管理及び喪失に関する事務
- (2) 要介護等認定に関する事務
- (3) 保険給付に関する事務
- (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者に関する事務
- (5) 地域支援事業に関する事務
- (6) 介護保険事業計画の策定に関する事務
- (7) 保険料の賦課徴収に関する事務
- (8) その他介護保険制度の施行に関する事務
 - ・電算システムの運用管理に関する事務
 - ・苦情、相談等に関する事務

2 組合の業務分担

前項で示した各業務を組合・介護保険事務所で行います。

事業全般の業務は保険者である組合、申請や受付に関する業務は介護保険事務所、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム推進に関する業務は市町の意向を尊重し、熊谷・深谷・寄居介護保険事務所で実施するなど、業務を分担することにより効率化を図ります。

<p>組 合 (保険者)</p>	<p>熊谷、大里、妻沼、江南 深谷、岡部、川本、花園 寄居 介護保険事務所</p>	<p>熊谷・深谷・寄居 介護保険事務所 (市町の所管課)</p>
<p>介護保険事業全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の発行・更新 ・介護保険料の賦課徴収 ・介護保険サービスの給付 ・介護保険事業計画の策定 ・事業者の指定及び指導監督 ・要介護認定に関する事務 ・地域包括支援センターに関すること <p style="text-align: right;">等</p>	<p>窓口業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する窓口業務全般 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>地域包括ケアシステム推進に関する業務 (地域支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の企画・立案・事業の実施 <p style="text-align: right;">等</p>

第2章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

高齢者介護を社会全体で支える介護保険制度は、施行後25年目を迎え、サービス利用は倍増するなど、我が国の高齢者介護に肝要な制度として定着しました。

その間、介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

しかし、令和7年には、いわゆる団塊の世代といわれる全ての方が75歳以上となることや、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となることを受け、高齢者福祉、介護予防の推進等、サービスの在り方も大きな変革期を迎えることとなります。

こうした状況を踏まえ、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体化して提供する地域包括ケアシステムを推進し、重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるような取り組みが必要とされています。

一方、今後の介護保険事業計画では、今まで行ってきた取り組みを発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業、介護離職問題等に積極的に取り組むなど、組合及び市町が主体となり地域づくり、まちづくりを進めることが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「新しい生活様式」の浸透により地域社会も変化しているため、これらの変化に対応できる新しい地域づくりが求められます。

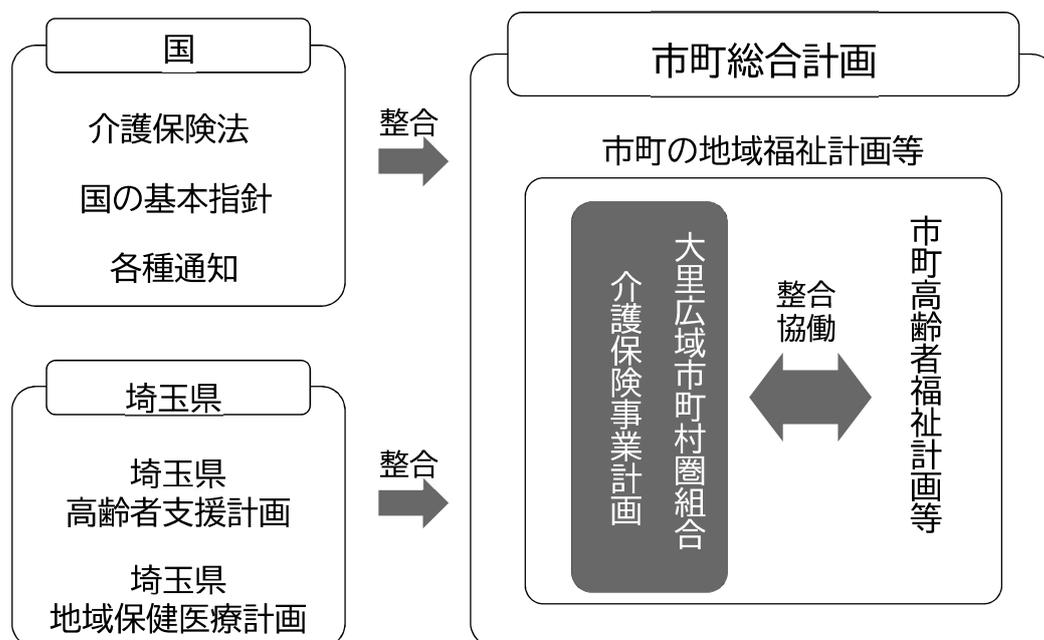
組合においては、3年を1期とする「介護保険事業計画」を策定しており、令和5年度には、第8期介護保険事業計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、国や埼玉県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、「地域包括ケアシステム」を深化、推進するため、「第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を作成します。

第2節 計画の位置づけ

組合が、介護保険の保険者となっているため、市町村に義務付けられている、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」は、市町でそれぞれ策定され、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」は、第8期計画の進捗状況や介護保険サービスの利用状況などの実績をもとに、『埼玉県高齢者支援計画』、『埼玉県地域保健医療計画』及び『市町高齢者福祉計画』との整合性を図りながら組合が策定することとなっています。

本計画は、介護保険事業に関する保険給付のサービスの見込量や施設整備の計画等を定めます。

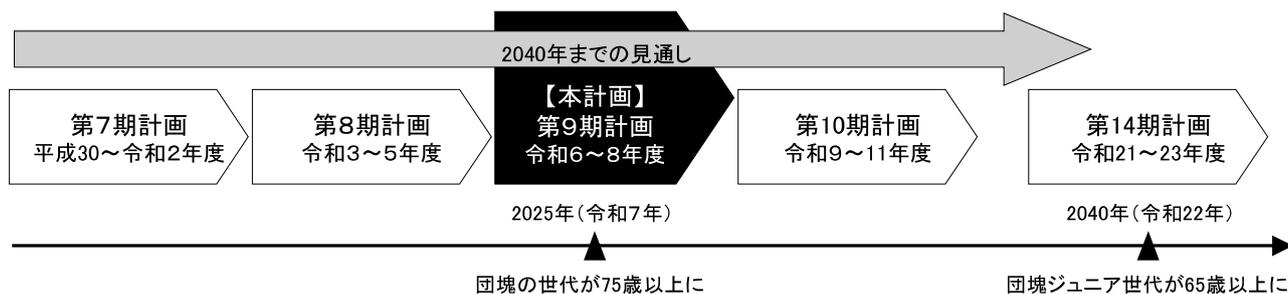
■計画の位置づけ



第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法により3年を一期として定められており、第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。また、本計画は、令和22年を見据え、計画を策定します。

■計画の期間のイメージ



第4節 国が示す基本指針の主な内容

国が示す「第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）」においては、主に以下の事項について記載の充実が図られています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性について
- ②医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化について
- ③サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性について
- ④居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性について
- ⑤居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及について
- ⑥居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実について

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ①総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性について
- ②地域リハビリテーション支援体制の構築の推進について
- ③認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組みについて
- ④地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等について
- ⑤重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進について
- ⑥認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について
- ⑦高齢者虐待防止の一層の推進について
- ⑧介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進について
- ⑨地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性について
- ⑩介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備について
- ⑪地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供することについて
- ⑫保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取り組みの充実について
- ⑬給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進について

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ①ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について
- ②ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進について
- ③外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について
- ④介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性について
- ⑤介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用することについて
- ⑥文書負担軽減に向けた具体的な取り組みについて（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ⑦財務状況等の見える化について
- ⑧介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取り組みの推進について

出典：社会保障審議会 介護保険部会資料より（令和5年7月10日、第107回）

本組合における第9期介護保険事業計画においては、主に以下の項目について取り組みます。

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ調査結果を参考に、地域の実情に応じた事業の実施（1-①）
- ・在宅医療・介護連携の更なる強化とACPの普及啓発の実施（1-②）
- ・地域密着型サービス等事業者の指定及び適正な事業実施のための運営指導・集団指導の実施（1-⑤）
- ・介護予防・生活支援サービス（訪問介護・通所介護）及び多様なサービス（訪問型サービスC）の実施（2-①）
- ・一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実、強化（2-②）
- ・認知症高齢者及び家族介護者（ケアラー等）支援の強化（2-③）
- ・地域包括支援センターとの更なる連携強化及び研修会等の実施（2-④）
- ・生活支援（第2層）コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置の継続（2-④）
- ・認知症サポーター養成講座の実施（2-⑥）
- ・認知症の早期発見及び本人、家族等への支援、関係機関との連携強化。（2-⑥）
- ・介護支援専門員等に対する研修会及び地域ケア会議等の実施（3-①）
- ・ケアプランデータ連携システムの推進（3-④）
- ・電子申請・届出システムを導入し介護事業所の事務負担の軽減化（3-⑥）
- ・認定業務の電子化の推進（3-⑧）

第3章 組合圏域における高齢者等の動向

第1節 組合圏域の概要

1 地理特性

組合圏域は、都心から約50～70km圏にあり、古くからの重要な街道が走り、また鉄道もJR上越・北陸新幹線、JR高崎線・八高線、東武東上線、秩父鉄道の6路線が通っており、交通の結節点として県北の中心的役割を担っています。

圏域全体の面積は362.44km²で、古くからの市街地、大規模な住宅開発等による新しい市街地、農村集落地域、中山間地域など多様な地域から構成されています。

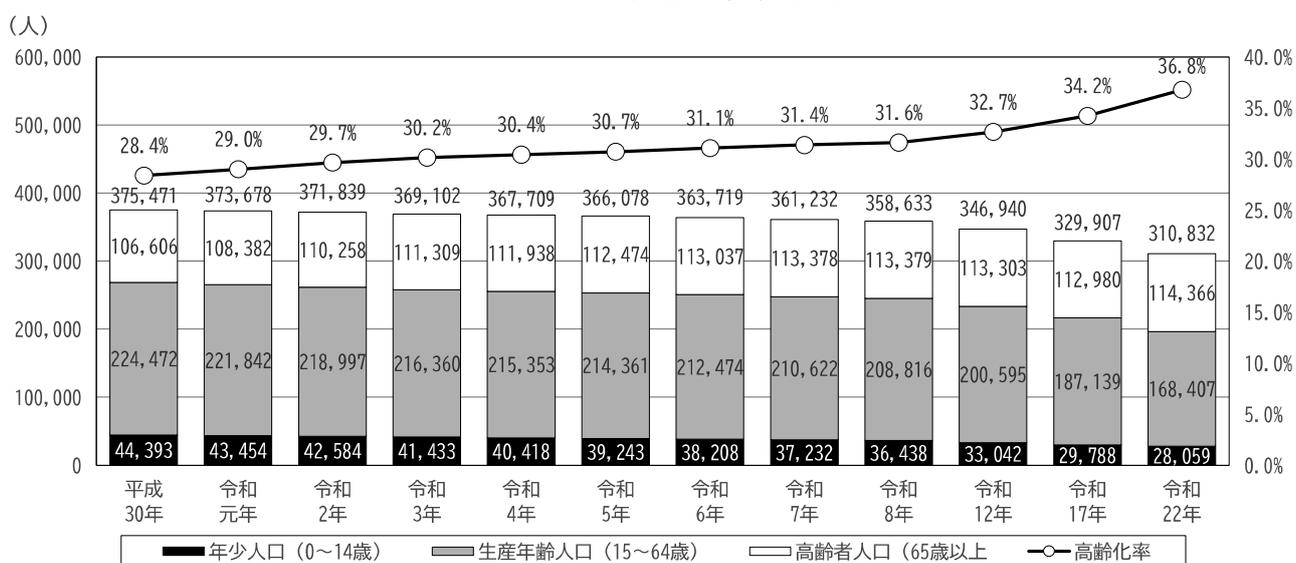
高度経済成長期には東京のベッドタウンとして人口の増加がみられましたが、現在は少子高齢化の影響から、総人口は毎年減少傾向にあります。

第2節 人口の推移及び世帯等の状況

(1) 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移と推計

組合圏域における総人口は年々減少傾向にあり、本計画期間である令和8年には358,633人と推計され、平成30に比べると16,838人の減少となっています。また、令和22年には310,832人となる見込みです。年齢3区分別でみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は令和8年までは微増、令和12年、17年は減少となり、22年では再び増加となっています。また、高齢化率は年々増加し、令和8年には31.6%、令和22年には36.8%になると予想されます。

■人口の推移と高齢化率



単位：人

	実績値						推計値					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	375,471	373,678	371,839	369,102	367,709	366,078	363,719	361,232	358,633	346,940	329,907	310,832
0~14歳	44,393	43,454	42,584	41,433	40,418	39,243	38,208	37,232	36,438	33,042	29,788	28,059
15~64歳	224,472	221,842	218,997	216,360	215,353	214,361	212,474	210,622	208,816	200,595	187,139	168,407
65歳以上	106,606	108,382	110,258	111,309	111,938	112,474	113,037	113,378	113,379	113,303	112,980	114,366
高齢化率	28.4%	29.0%	29.7%	30.2%	30.4%	30.7%	31.1%	31.4%	31.6%	32.7%	34.2%	36.8%

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は実績をもとにコーホート変化率法にて算出。

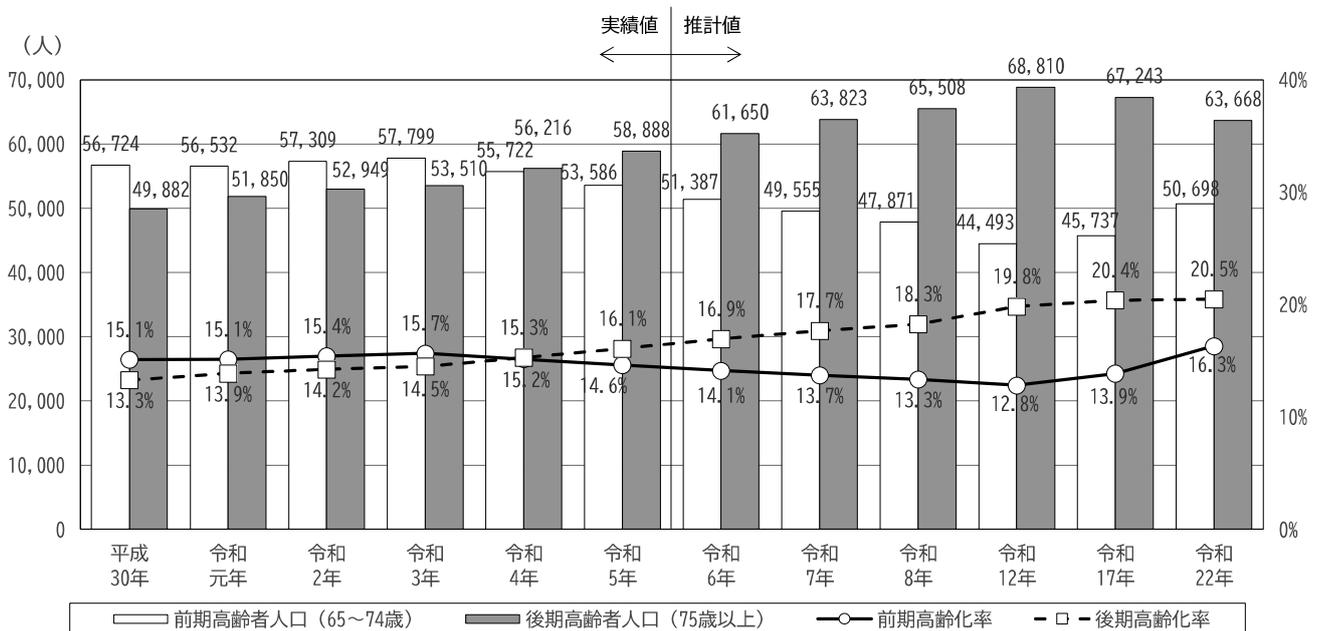
(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

① 高齢者人口と高齢化率

組合圏域の前期高齢者人口は令和4年から令和12年まで減少する見込みであり、その後再び上昇しています。令和8年には47,871人、22年には50,698人となる見込みです。一方、後期高齢者人口は年々増加を続け、令和12年をピークに減少する見込みです。令和8年には65,508人、令和22年には63,668人となる見込みです。

前期高齢化率は、令和3年までは増加傾向ですが、以降は減少傾向となり、令和17年に再び増加傾向に転じます。また、後期高齢化率は引き続き増加傾向を続け、令和22年には20.5%となると予想されます。

■ 高齢者人口と高齢化率



単位：人

	実績値						推計値					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢化率 (65~74歳)	56,724	56,532	57,309	57,799	55,722	53,586	51,387	49,555	47,871	44,493	45,737	50,698
後期高齢化率 (75歳以上)	49,882	51,850	52,949	53,510	56,216	58,888	61,650	63,823	65,508	68,810	67,243	63,668

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は実績をもとにコーホート変化率法にて算出。

②全国・埼玉県・組合の高齢化率の推移

組合圏域の高齢化率は年々増加しており、全国・埼玉県と比較すると、全国、埼玉県より高い値で推移しています。

■全国・埼玉県・組合の高齢化率の推計

単位：人

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
組合	28.3	29.0	29.6	30.0	30.4	30.7
埼玉県	25.7	26.0	26.3	26.7	27.1	27.5
全国	27.3	27.7	28.0	28.4	28.8	29.2

資料：見える化システム（「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

※見える化システムより引用のため、前項の高齢化率と一致しません。

（3）高齢者世帯数の推移

組合圏域の高齢者を含む世帯数は増加傾向にあり、令和2年は全体の46.2%となっています。また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯も同様に増加しており、令和2年は高齢独居世帯が11.3%、高齢夫婦世帯が12.1%となっています。

■高齢者世帯数の推移（一般、単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

単位：世帯、%

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数		133,497	138,662	143,068	148,928
高齢者を含む世帯	世帯数	47,837	54,883	63,771	68,739
	対一般世帯比	35.8	39.6	44.6	46.2
高齢者独居世帯	世帯数	7,489	9,969	13,583	16,767
	対一般世帯比	5.6	7.2	9.5	11.3
	対高齢者世帯比	15.7	18.2	21.3	24.4
高齢者夫婦世帯	世帯数	8,636	11,226	14,686	17,951
	対一般世帯比	6.5	8.1	10.3	12.1
	対高齢者世帯比	18.1	20.5	23.0	26.1

資料：見える化システム（国勢調査）

第3節 アンケート調査の結果

1 調査概要

組合では、本計画の策定に向け高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

この調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題を特定し、介護予防等の取組と目標の作成及び評価に活用するための調査として、厚生労働省において位置づけられています。

調査対象者	65歳以上の要介護者以外の高齢者（元気な方、要支援の方等）を日常生活圏域毎に無作為に抽出
調査期間	令和4年12月20日（火）～令和5年1月31日（火）
調査方法	郵送による配布・回収
送付件数	9,600件
回収件数	5,119件（回収率：53.3%）

(2) 在宅介護実態調査

この調査は、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を踏まえ、「要介護者の在宅生活の継続」と「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための基礎調査として厚生労働省において位置づけられています。

調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている方
調査期間	令和5年3月～5月末
調査方法	圏域内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに調査を依頼 本人及び家族への聞き取り調査
調査件数	547件

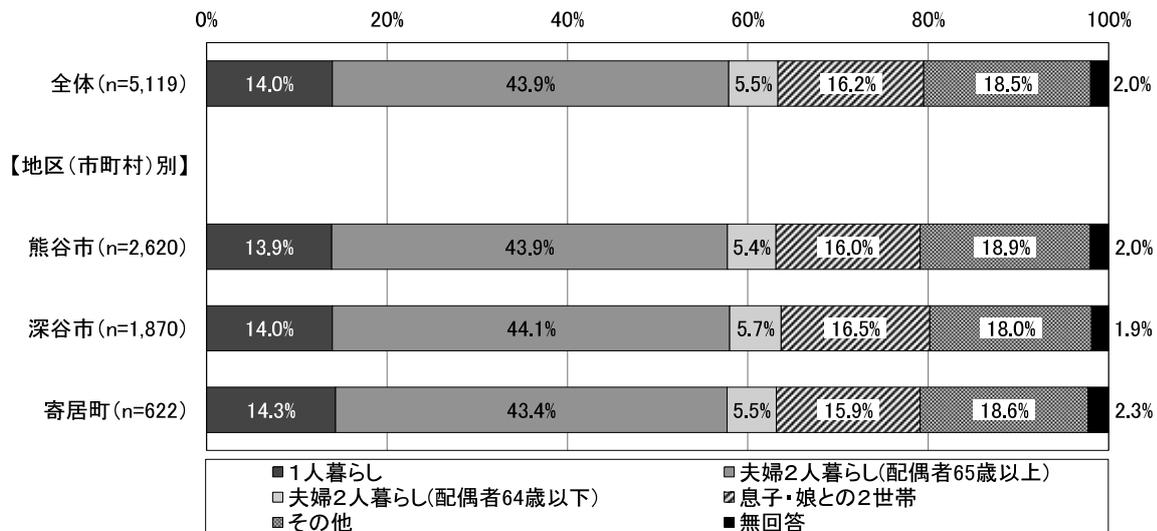
2 主要項目調査結果

(1) 介護予防日常生活圏域二一ズ調査

① 家族や生活の状況について

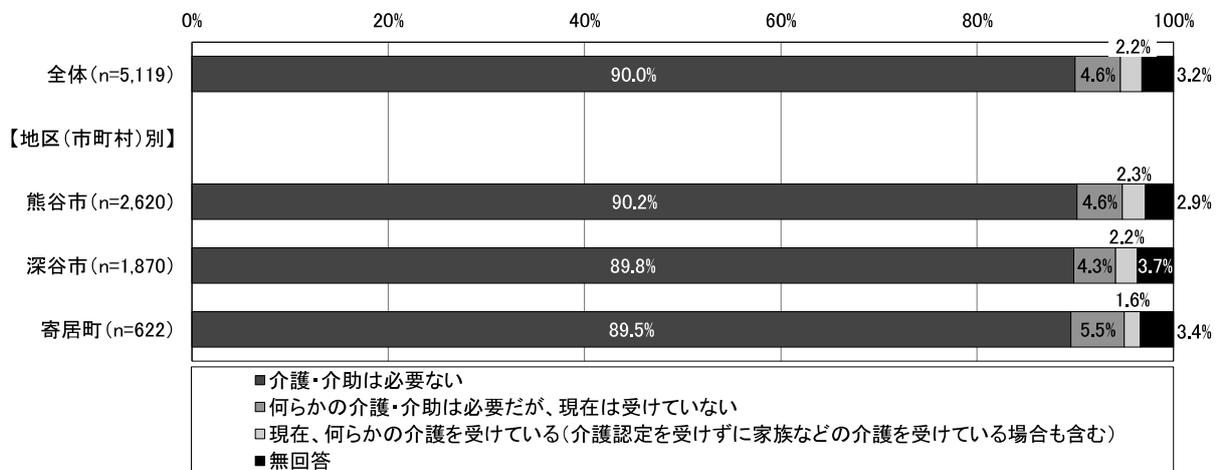
家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 43.9%と最も多く、次いで、「息子・娘との2世帯」が 16.2%、「1人暮らし」が 14.0%となっています。また、「その他」が 18.5%となっています。



介護・介助の必要性

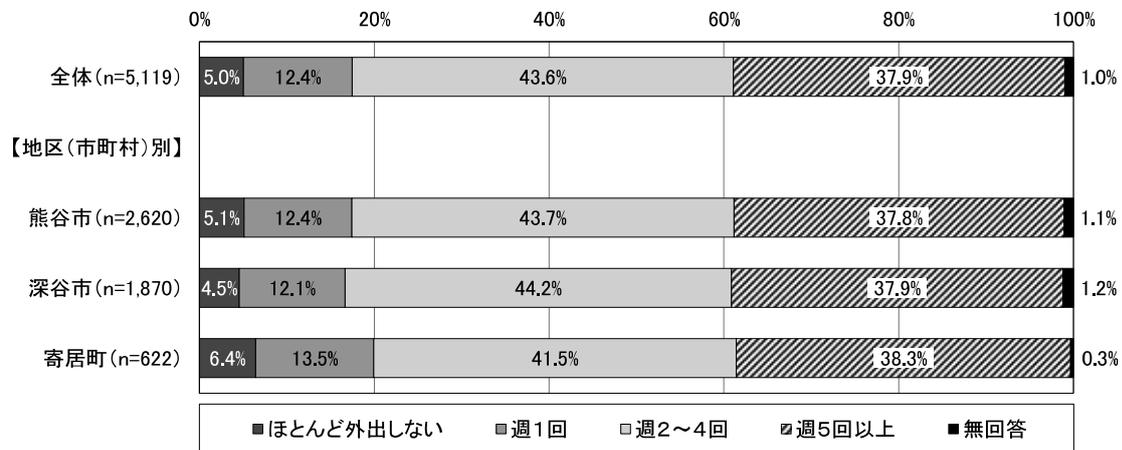
普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かについては、「介護・介助は必要ない」が 90.0%と最も多く、次いで、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 4.6%、「現在、何らかの介護を受けている」が 2.2%となっています。



②体を動かすことについて

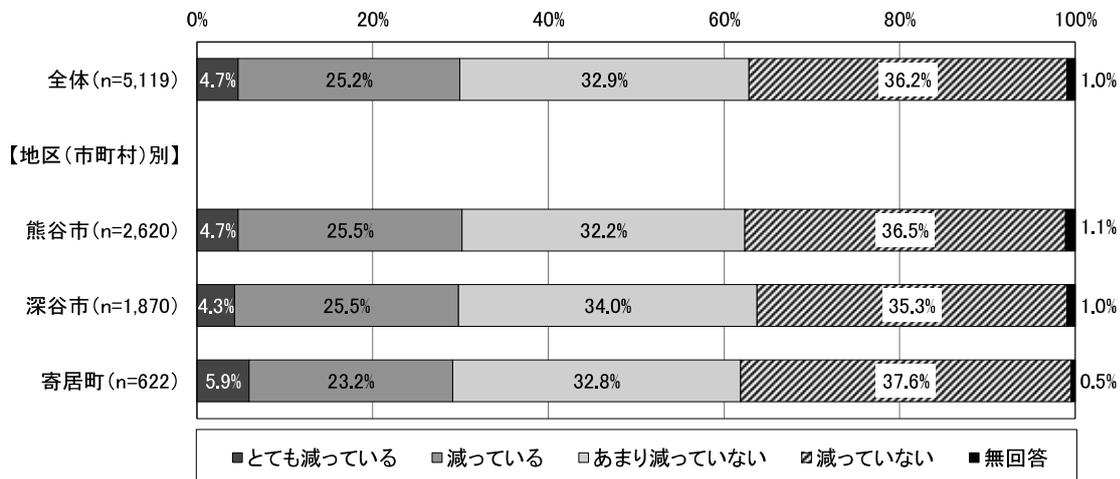
週に1回以上の外出

外出については、「週2～4回」が43.6%と最も多く、次いで、「週5回以上」が37.9%、「週1回」が12.4%となっています。



昨年と比べて外出の回数が減っていますか

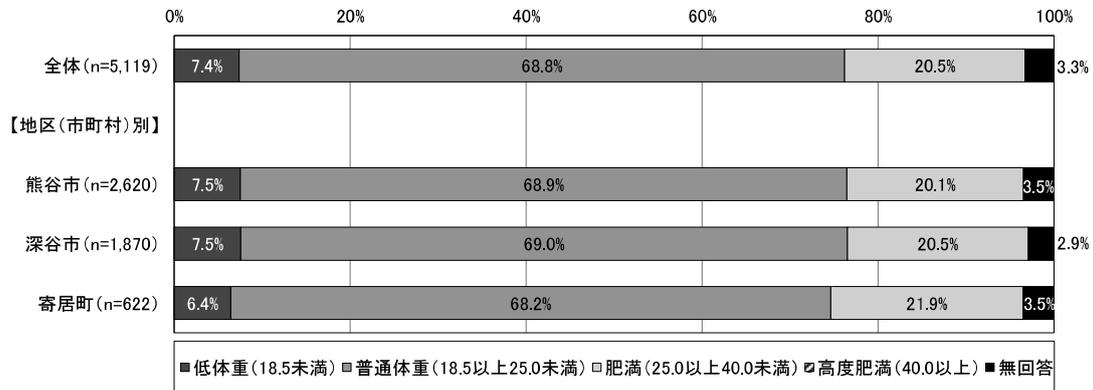
昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「とても減っている(4.7%)」、「減っている(25.2%)」を合わせた『減っている(計)』が29.9%に対し、「あまり減っていない(32.9%)」、「減っていない(36.2%)」を合わせた『減っていない(計)』が69.1%となっています。



③食べることについて

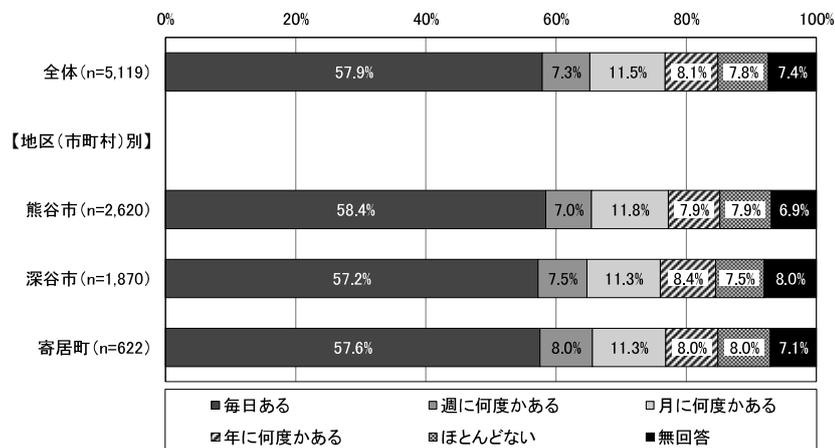
身長・体重

身長と体重から算出した肥満度 (BMI) については、「普通体重 (18.5 以上 25.0 未満)」が 68.8%と最も多く、次いで、「肥満 (25.0 以上 40.0 未満)」が 20.5%、「低体重 (18.5 未満)」が 7.4%となっています。



どなたかと食事をとる機会がありますか

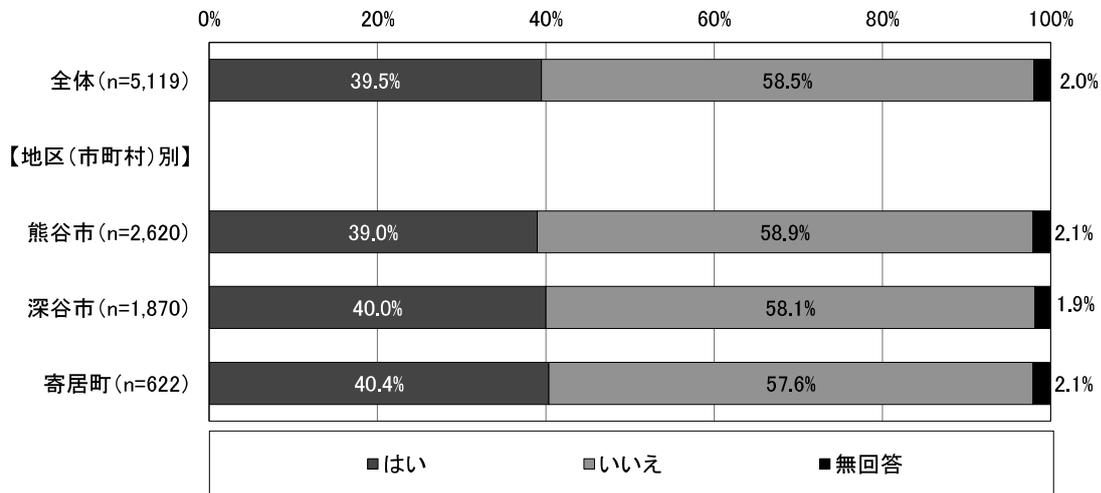
どなたかと食事をとる機会はあるかについては、「毎日ある」が 57.9%と最も多く、次いで、「月に何度かある」が 11.5%、「年に何度かある」が 8.1%となっています。



④毎日の生活について

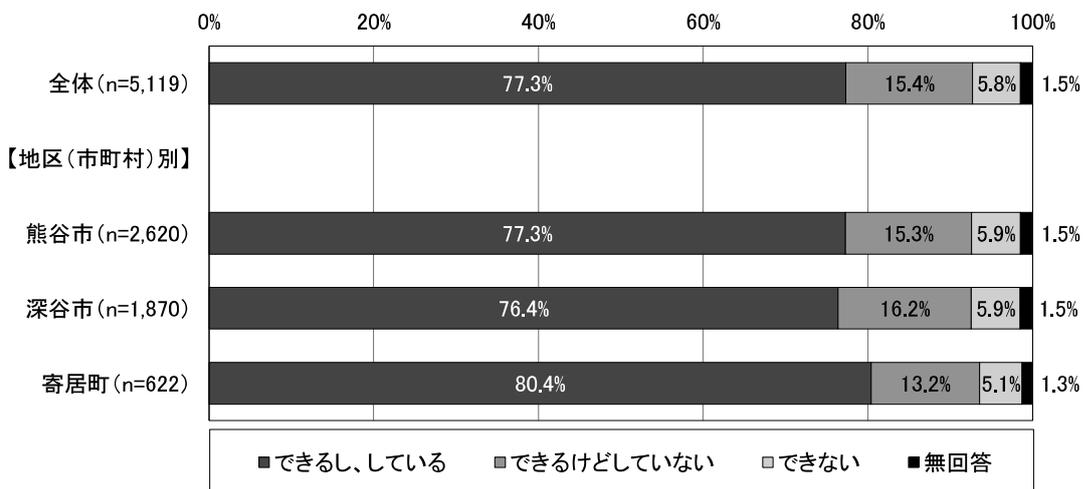
物忘れが多いと感じていますか

物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が 39.5%に対し、「いいえ」が 58.5%となっています。



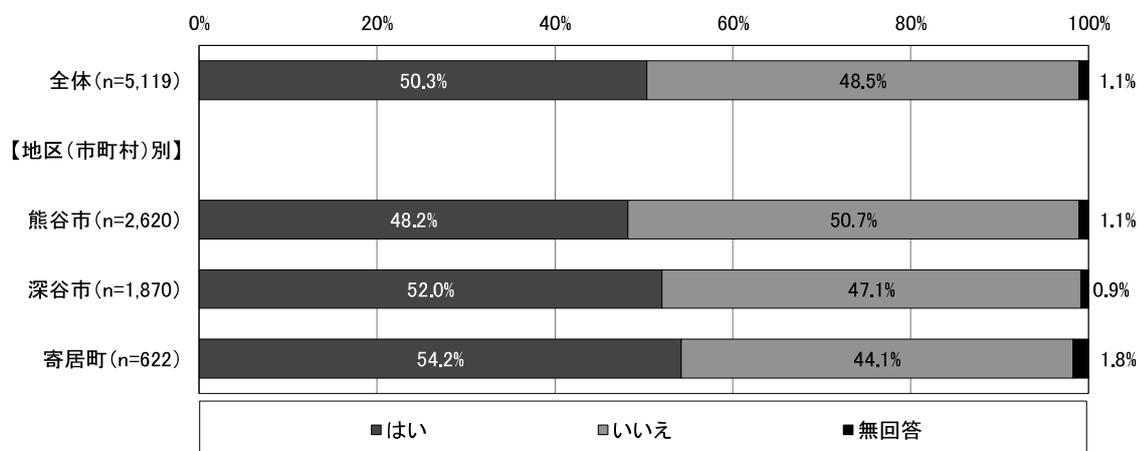
バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

バスや電車を使って1人で外出しているかについては、「できるし、している」が 77.3%と最も多く、次いで、「できるけどしていない」が 15.4%、「できない」が 5.8%となっています。



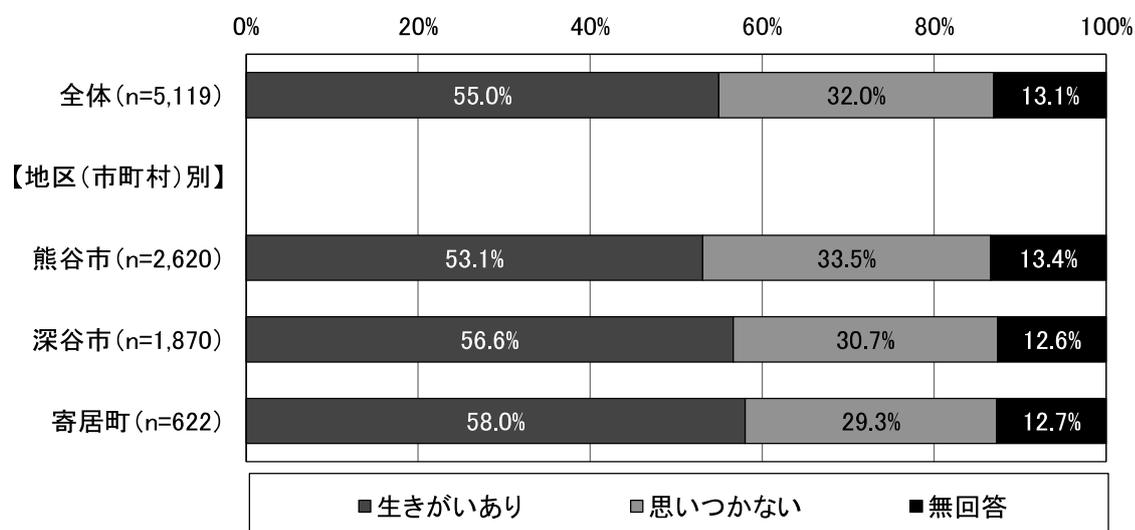
友人の家を訪ねていますか

友人の家を訪ねているかについては、「はい」が50.3%に対し、「いいえ」が48.5%となっています。



生きがいがありますか

生きがいの有無については、「生きがいあり」が55.0%に対し、「思いつかない」が32.0%となっています。

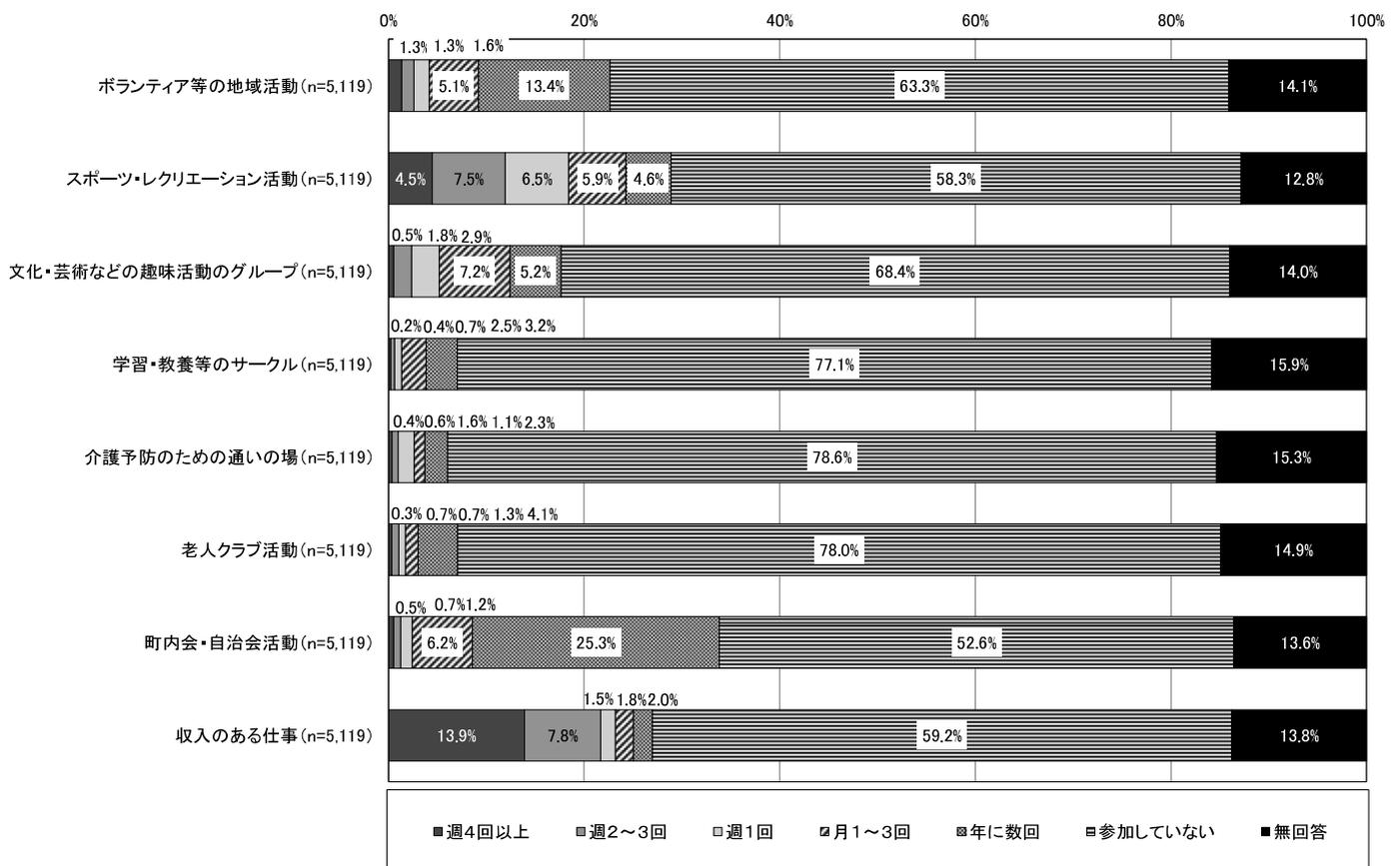


⑤地域での活動について

グループ等の活動にどのくらいの頻度で参加していますか

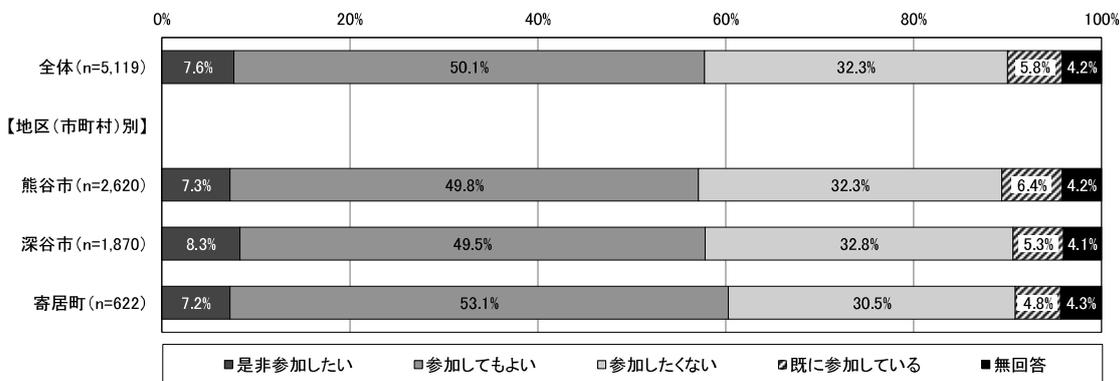
グループ活動や会等への参加頻度は、いずれの活動でも「参加していない」が最も多くなっています。次いで、「年に数回」では『町内会・自治会活動』が25.3%、『ボランティア等の地域活動』が13.4%となっています。

また、「月1～3回」では『文化・芸術などの趣味活動のグループ』が7.2%、「週4回以上」では、『収入のある仕事』が13.9%、「週2～3回」では、『収入のある仕事』が7.8%、『スポーツ・レクリエーション活動（体操・武道・アウトドア活動）』が7.5%となっています。



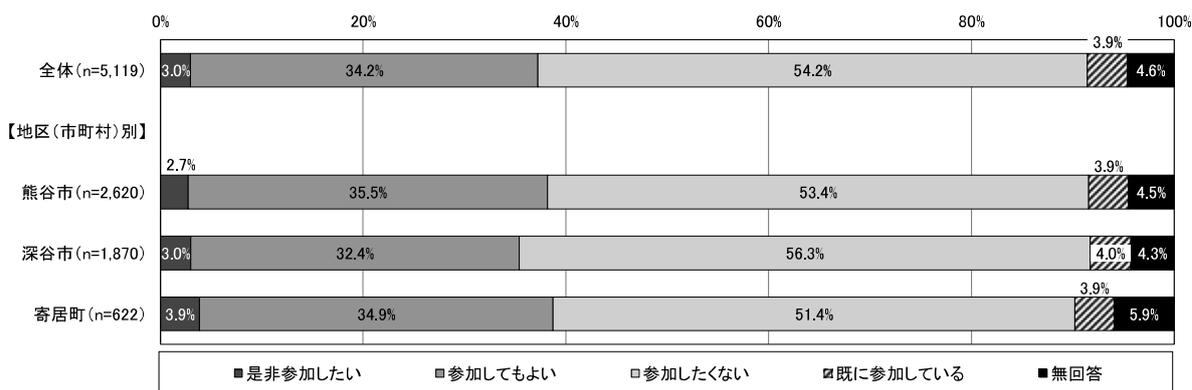
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

地域住民の有志による活動に参加者として参加してみたいと思うかについては、「参加してもよい」が50.1%と最も多く、次いで、「参加したくない」が32.3%、「是非参加したい」が7.6%となっています。



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

地域住民の有志による活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うかについては、「参加したくない」が54.2%と最も多く、次いで、「参加してもよい」が34.2%、「既に参加している」が3.9%となっています。



⑥たすけあいについて

あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人はいますか

心配事や愚痴を聞いてくれる人はいるかについては、「配偶者」が60.1%と最も多く、次いで、「友人」が42.5%、「別居の子ども」が37.5%となっています。

		配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答	回答者数
全体		3,076 60.1%	1,072 20.9%	1,919 37.5%	1,652 32.3%	707 13.8%	2,174 42.5%	112 2.2%	244 4.8%	97 1.9%	5,119
地区（市町村）別	熊谷市	1,581 60.3%	555 21.2%	974 37.2%	845 32.3%	358 13.7%	1,121 42.8%	53 2.0%	126 4.8%	50 1.9%	2,620
	深谷市	1,129 60.4%	389 20.8%	725 38.8%	620 33.2%	260 13.9%	800 42.8%	45 2.4%	86 4.6%	32 1.7%	1,870
	寄居町	361 58.0%	128 20.6%	217 34.9%	187 30.1%	89 14.3%	250 40.2%	14 2.3%	32 5.1%	14 2.3%	622

反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人はいますか

心配事や愚痴を聞いてあげる人はいるかについては、「配偶者」が56.3%と最も多く、次いで、「友人」が42.7%、「別居の子ども」が35.2%となっています。

		配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答	回答者数
全体		2,883 56.3%	985 19.2%	1,803 35.2%	1,756 34.3%	834 16.3%	2,187 42.7%	88 1.7%	324 6.3%	134 2.6%	5,119
地区（市町村）別	熊谷市	1,483 56.6%	503 19.2%	907 34.6%	899 34.3%	413 15.8%	1,134 43.3%	38 1.5%	166 6.3%	74 2.8%	2,620
	深谷市	1,056 56.5%	355 19.0%	695 37.2%	659 35.2%	310 16.6%	791 42.3%	37 2.0%	120 6.4%	42 2.2%	1,870
	寄居町	338 54.3%	126 20.3%	198 31.8%	196 31.5%	111 17.8%	259 41.6%	13 2.1%	38 6.1%	17 2.7%	622

あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいますか

病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいるかについては、「配偶者」が65.8%と最も多く、次いで、「別居の子ども」が33.9%、「同居の子ども」が26.5%となっています。

	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答	回答者数
全体	3,367 65.8%	1,358 26.5%	1,736 33.9%	835 16.3%	127 2.5%	262 5.1%	67 1.3%	294 5.7%	94 1.8%	5,119
地区 (市町村) 別	熊谷市	1,732 66.1%	688 26.3%	870 33.2%	430 16.4%	57 2.2%	132 5.0%	155 5.9%	53 2.0%	2,620
	深谷市	1,230 65.8%	508 27.2%	678 36.3%	308 16.5%	55 2.9%	107 5.7%	24 1.3%	98 5.2%	1,870
	寄居町	400 64.3%	161 25.9%	186 29.9%	97 15.6%	15 2.4%	23 3.7%	7 1.1%	41 6.6%	622

反対に、看病や世話をしてあげる人はいますか

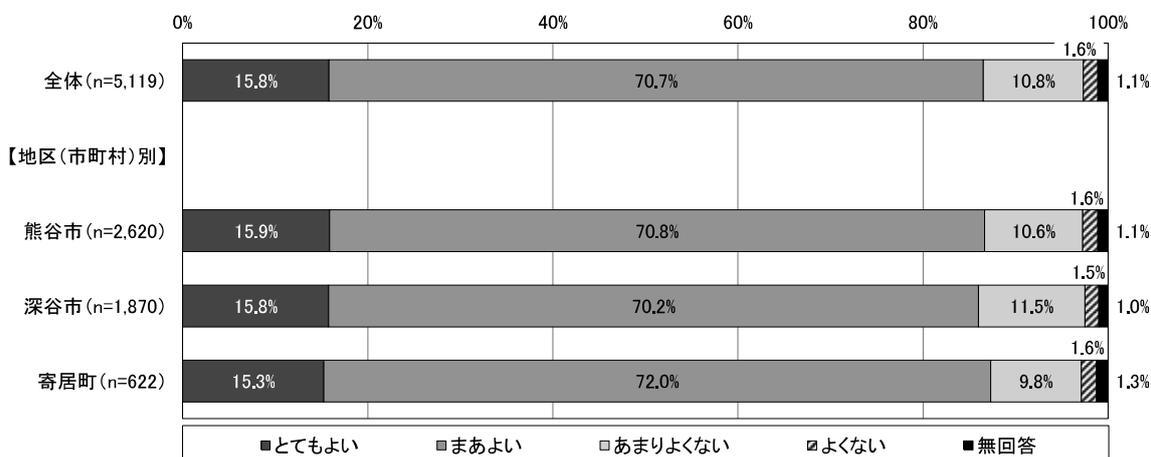
看病や世話をしてあげる人はいるかについては、「配偶者」が60.2%と最も多く、次いで、「別居の子ども」が24.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が21.6%となっています。

	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答	回答者数	
全体	3,082 60.2%	1,002 19.6%	1,236 24.1%	1,108 21.6%	162 3.2%	325 6.3%	81 1.6%	893 17.4%	227 4.4%	5,119	
地区 (市町村) 別	熊谷市	1,573 60.0%	522 19.9%	627 23.9%	569 21.7%	73 2.8%	157 6.0%	43 1.6%	447 17.1%	118 4.5%	2,620
	深谷市	1,142 61.1%	376 20.1%	472 25.2%	417 22.3%	63 3.4%	126 6.7%	27 1.4%	321 17.2%	73 3.9%	1,870
	寄居町	362 58.2%	104 16.7%	134 21.5%	120 19.3%	26 4.2%	41 6.6%	11 1.8%	125 20.1%	35 5.6%	622

⑦健康について

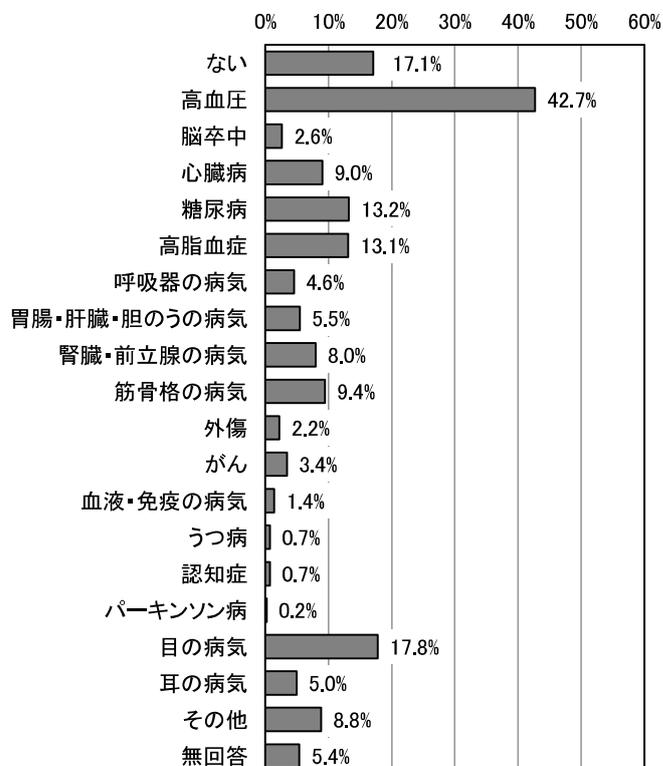
現在のあなたの健康状態

現在の健康状態については、「とてもよい(15.8%)」、「まあよい(70.7%)」を合わせた『よい(計)』が86.5%に対し、「あまりよくない(10.8%)」、「よくない(1.6%)」を合わせた『よくない(計)』が12.4%となっています。



現在治療中、または後遺症のある病気について

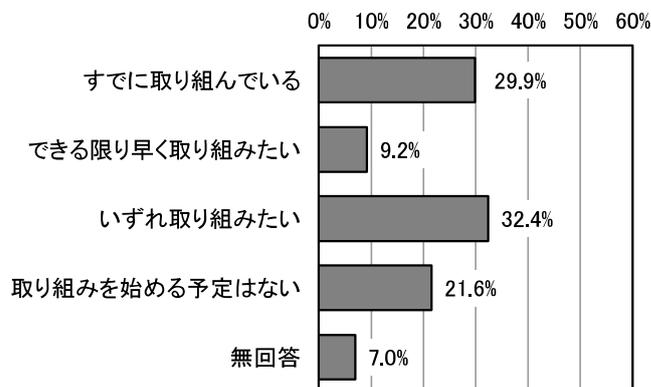
現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が42.7%と最も多く、次いで、「目の病気」が17.8%、「ない」が17.1%となっています。



⑧介護予防について

あなたは、介護予防（運動・食生活・歯科衛生・認知症対策・社会参加など）に取り組んでいますか

あなたは、介護予防（運動・食生活・歯科衛生・認知症対策・社会参加など）に取り組んでいるかについては、「いずれ取り組みたい」が32.4%と最も多く、次いで、「すでに取り組んでいる」が29.9%、「取り組みを始める予定はない」が21.6%となっています。



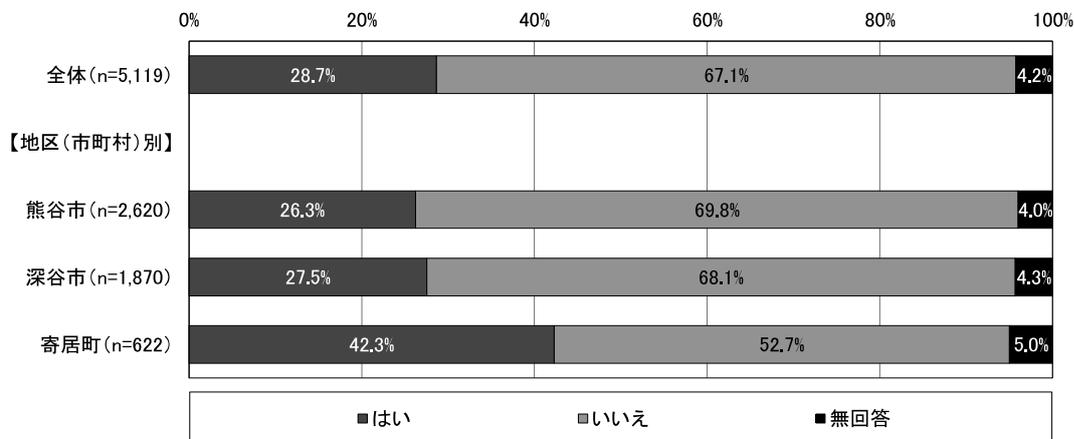
介護予防事業に参加する場合、重視することについて

介護予防事業に参加する場合、重視することについては、「自宅から近い場所で行っていること」が59.7%と最も多く、次いで、「プログラムの内容に魅力があること」が28.9%、「送迎サービスがあるなど、通いやすいこと」が28.5%となっています。

	自宅から近い場所	送迎サービスがあること	参加しやすいこと	プログラムの内容に魅力があること	一緒に参加する人がいること	個別対応態に行わせてくれること	その他	無回答	回答者数	
全体	3,058 59.7%	1,457 28.5%	1,305 25.5%	1,479 28.9%	644 12.6%	792 15.5%	94 1.8%	453 8.8%	5,119	
地区（市町村）別	熊谷市	1,555 59.4%	746 28.5%	669 25.5%	772 29.5%	310 11.8%	415 15.8%	46 1.8%	237 9.0%	2,620
	深谷市	1,150 61.5%	544 29.1%	482 25.8%	526 28.1%	245 13.1%	279 14.9%	30 1.6%	149 8.0%	1,870
	寄居町	347 55.8%	166 26.7%	154 24.8%	177 28.5%	88 14.1%	97 15.6%	18 2.9%	66 10.6%	622

お住まいの地域の地域包括支援センターを知っていますか

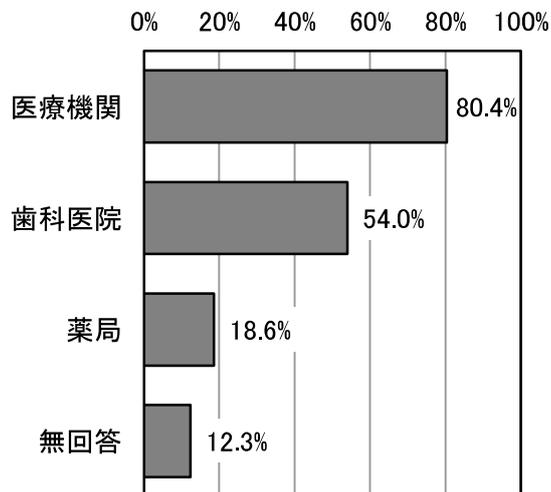
住んでいる地域の地域包括支援センターを知っているかについては、「はい」が28.7%に対し、「いいえ」が67.1%となっています。



⑨在宅医療・介護について

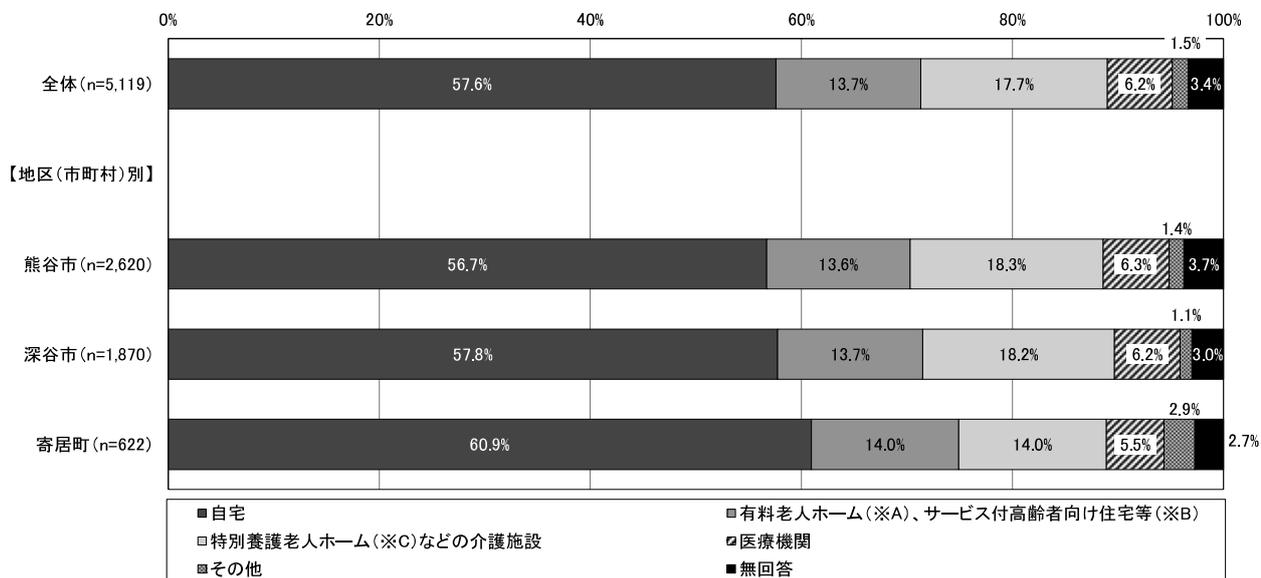
かかりつけ医等はいいますか

かかりつけ医等はいるかについては、「医療機関（医師）」が80.4%と最も多く、次いで、「歯科医院（歯科医師）」が54.0%となっています。



あなたが、医療や介護が必要となった場合、主にどこで過ごしたいですか

医療や介護が必要となった場合、主に過ごしたい場所については、「自宅」が57.6%と最も多く、次いで、「特別養護老人ホーム（※C）などの介護施設」が17.7%、「有料老人ホーム（※A）、サービス付高齢者向け住宅等（※B）」が13.7%となっています。



※A 有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、掃除、洗濯等の家事や健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスを利用することができる施設

※B サービス付高齢者向け住宅等

入居者の安否確認や生活支援サービスを受けることができるバリアフリー対応の賃貸住宅

※C 特別養護老人ホーム

日常生活に常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を受けながら生活する施設

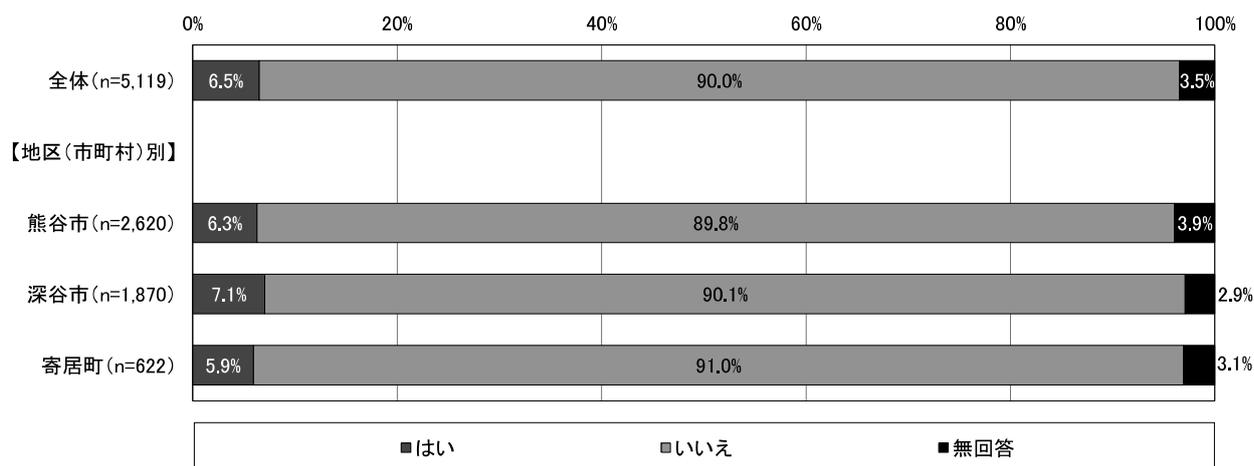
介護サービスが必要なとき、どのような介護サービスを充実させて欲しいですか

介護サービスが必要なとき、どのような介護サービスを充実させて欲しいかについては、「訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリなど、訪問サービス」が56.8%と最も多く、次いで、「通所介護（デイサービス）、通所リハビリなど、通所サービス」が45.3%、「特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウスなど、施設サービス」が32.6%となっています。

		訪問サービス 訪問介護、訪問入浴、 訪問リハビリなど	通所サービス 通所介護（デイサービス）、 通所リハビリなど	特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設、 ケアハウス など、施設サービス	その他	無回答	回答者数
全体		2,908 56.8%	2,319 45.3%	1,670 32.6%	100 2.0%	389 7.6%	5,119
地区 (市町村) 別	熊谷市	1,468 56.0%	1,192 45.5%	856 32.7%	53 2.0%	215 8.2%	2,620
	深谷市	1,068 57.1%	862 46.1%	628 33.6%	33 1.8%	125 6.7%	1,870
	寄居町	367 59.0%	262 42.1%	186 29.9%	14 2.3%	48 7.7%	622

ACP（アドバンスケアプランニング・人生会議）について知っていますか

ACPを知っているかについては、「はい」が6.5%に対し、「いいえ」が90.0%となっています。

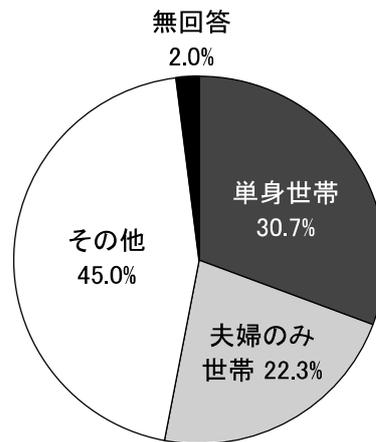


※ACPとは、今後の治療や療養について、本人が意思決定できなくなったときに備え、本人、家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス。

(2) 在宅介護実態調査

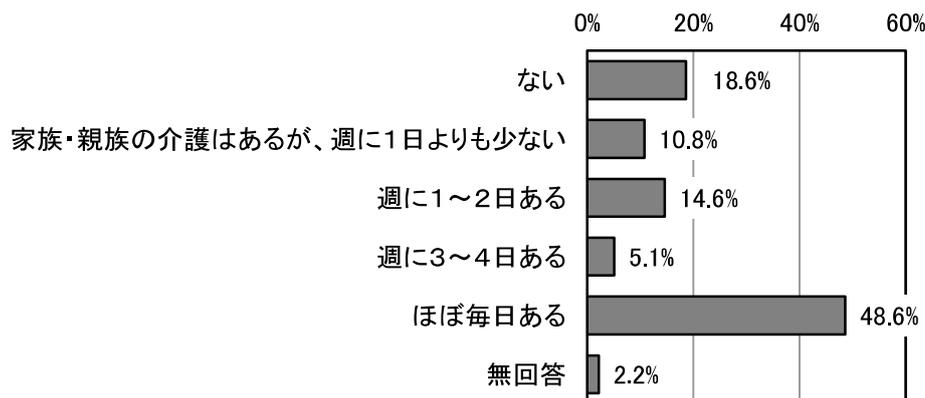
世帯の状況について

世帯の状況については、「単身世帯」が30.7%と最も多く、次いで、「夫婦のみ世帯」が22.3%となっています。また、「その他」が45.0%となっています。



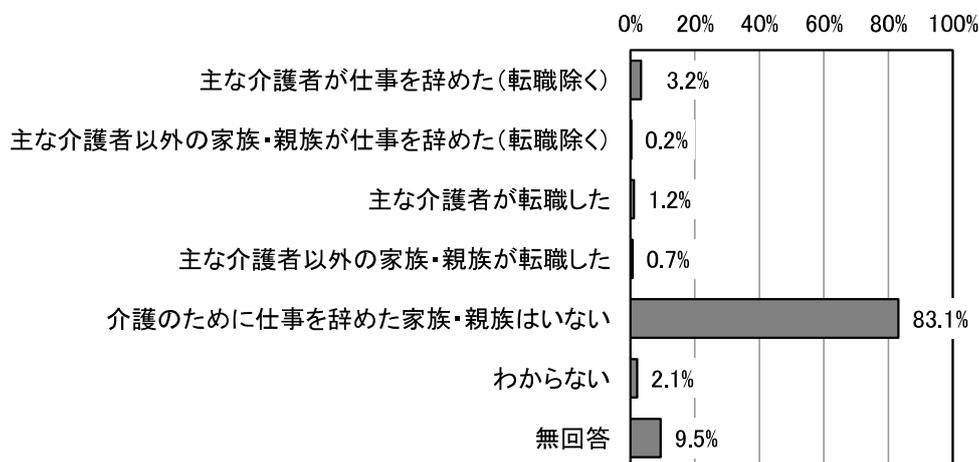
ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか

ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいあるかについては、「ほぼ毎日ある」が48.6%と最も多く、次いで、「ない」が18.6%、「週に1～2日ある」が14.6%となっています。



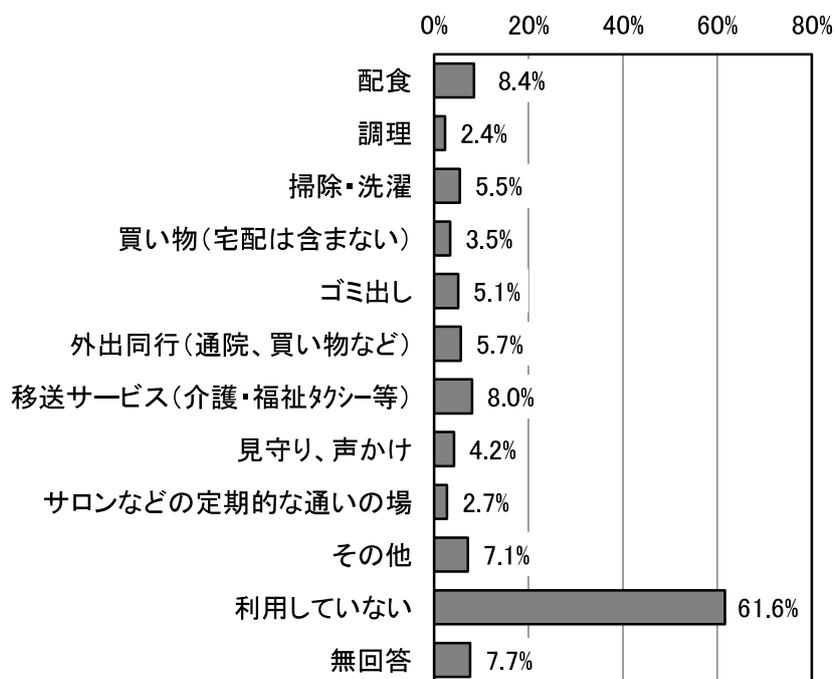
家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が83.1%と最も多く、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が3.2%、「わからない」が2.1%となっています。



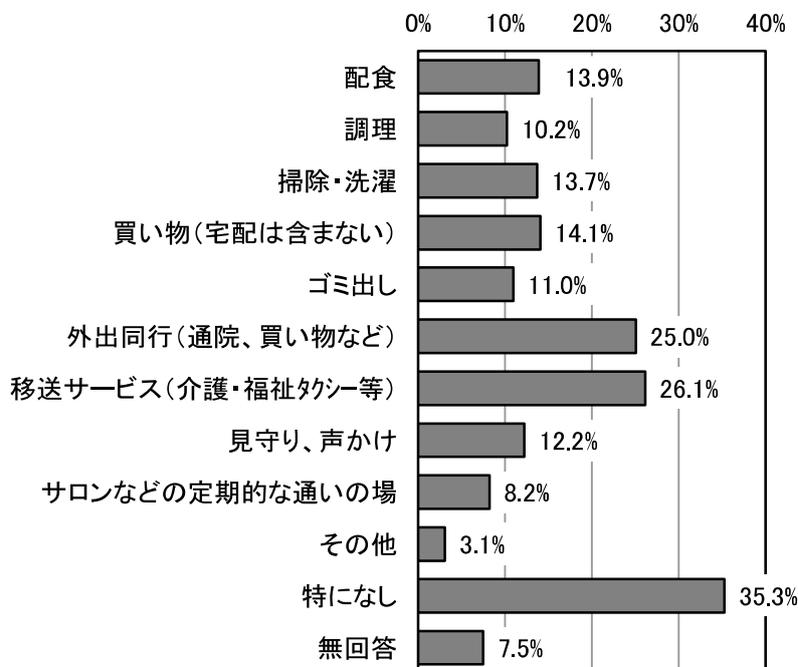
現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて

現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについては、「利用していない」が61.6%と最も多く、次いで、「配食」が8.4%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が8.0%となっています。



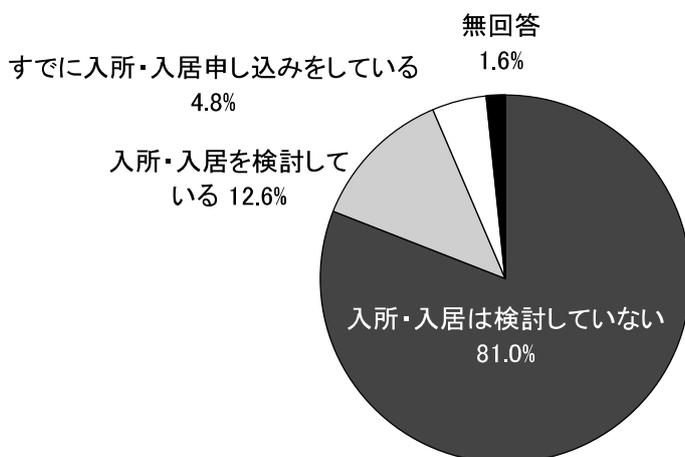
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）については、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が26.1%と最も多く、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」が25.0%、「買い物（宅配は含まない）」が14.1%となっています。また、「特になし」が35.3%となっています。



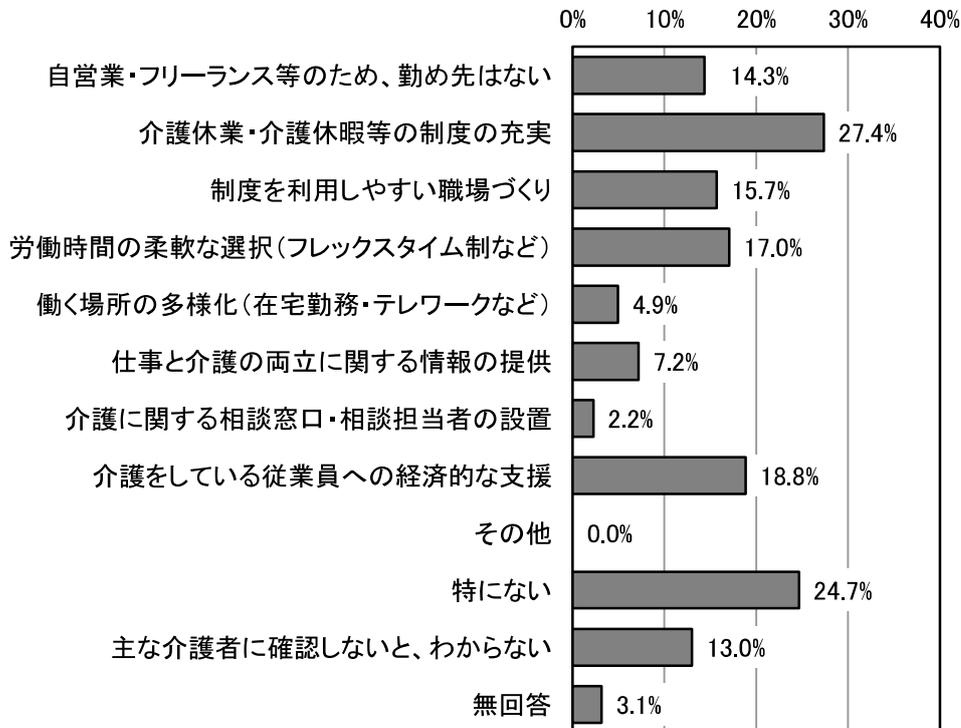
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が81.0%と最も多く、次いで、「入所・入居を検討している」が12.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が4.8%となっています。



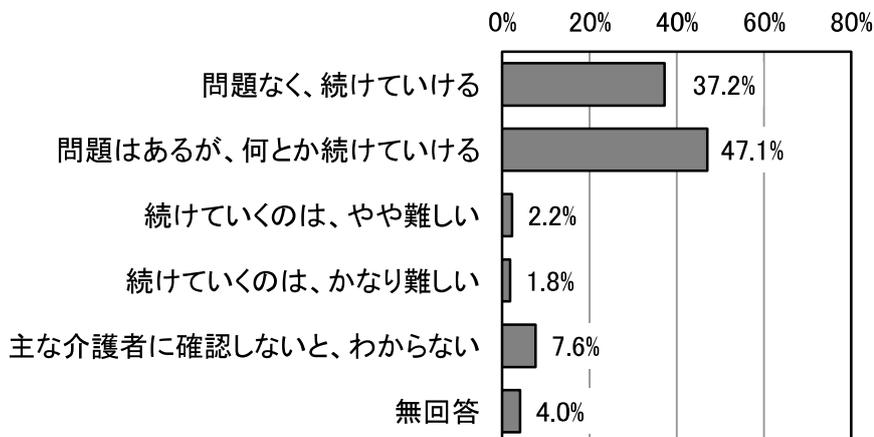
主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば仕事と介護の両立に効果があると思いますか

主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば仕事と介護の両立に効果があると思うかについては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が27.4%と最も多く、次いで、「介護をしている従業員への経済的な支援」が18.8%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が17.0%となっています。また、「特にない」が24.7%となっています。



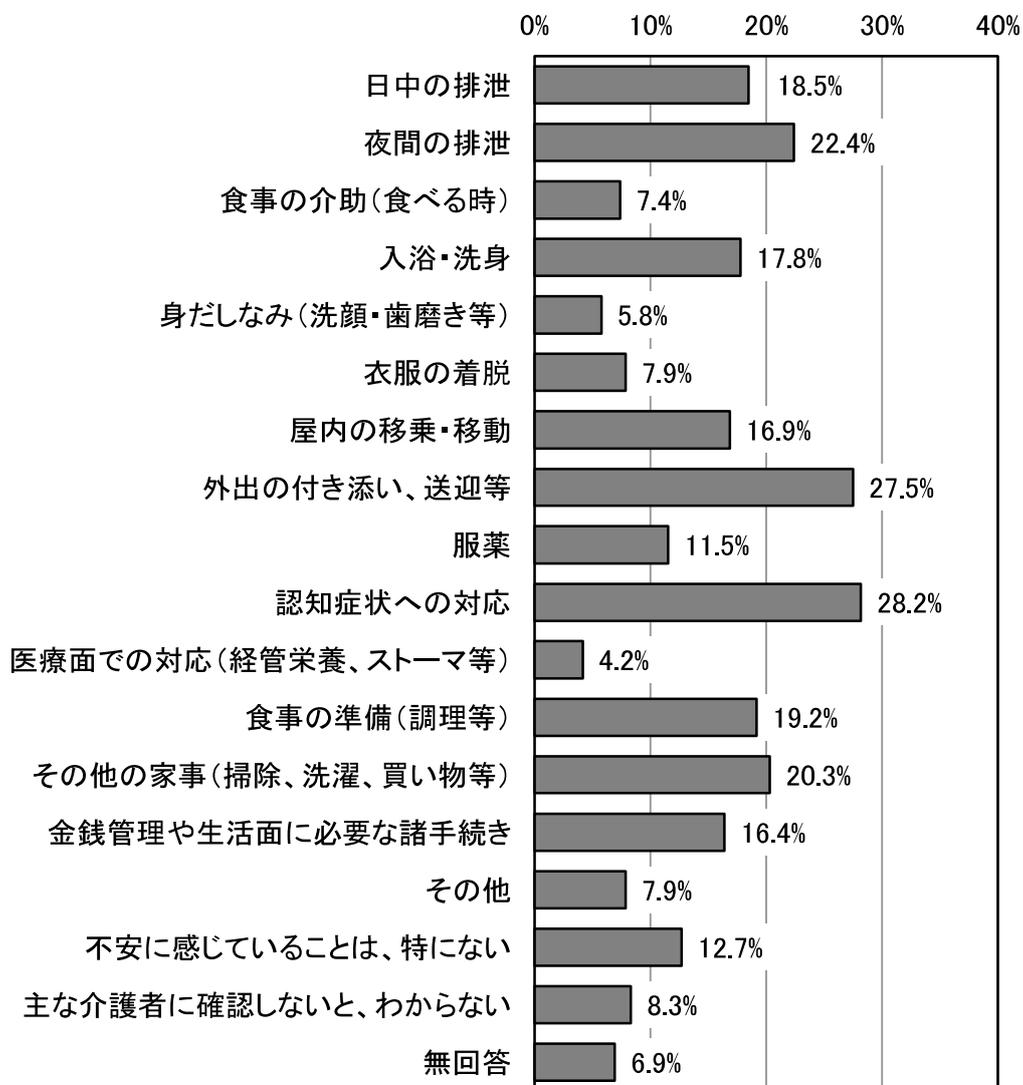
主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけるとと思いますか

主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけると思うかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が47.1%と最も多く、次いで、「問題なく、続けていける」が37.2%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が7.6%となっています。



現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者の方が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が28.2%と最も多く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」が27.5%、「夜間の排泄」が22.4%となっています。



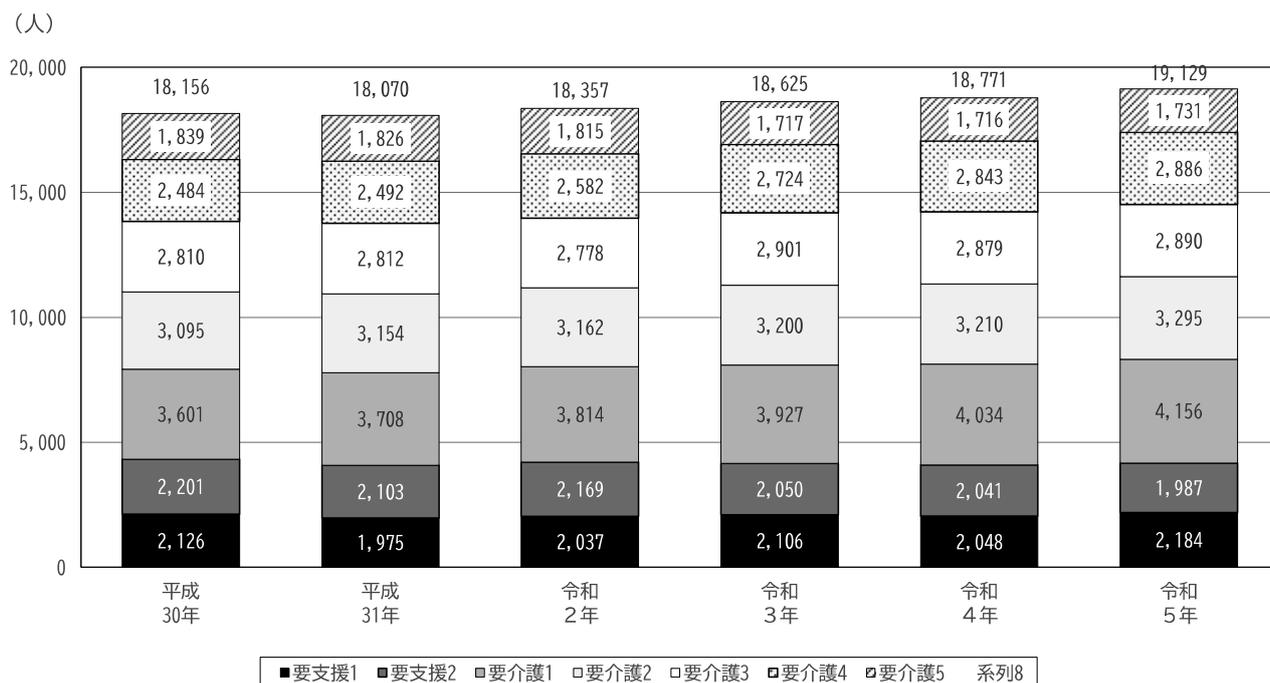
第4章 介護保険事業の状況

第1節 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移

1 要介護（要支援）認定者数の推移

組合圏域の要介護（要支援）認定者数は年々増加傾向にあり、令和5年で19,129人となっています。介護度別では、要介護1が最も多くなっています。

■要介護（要支援）認定者数

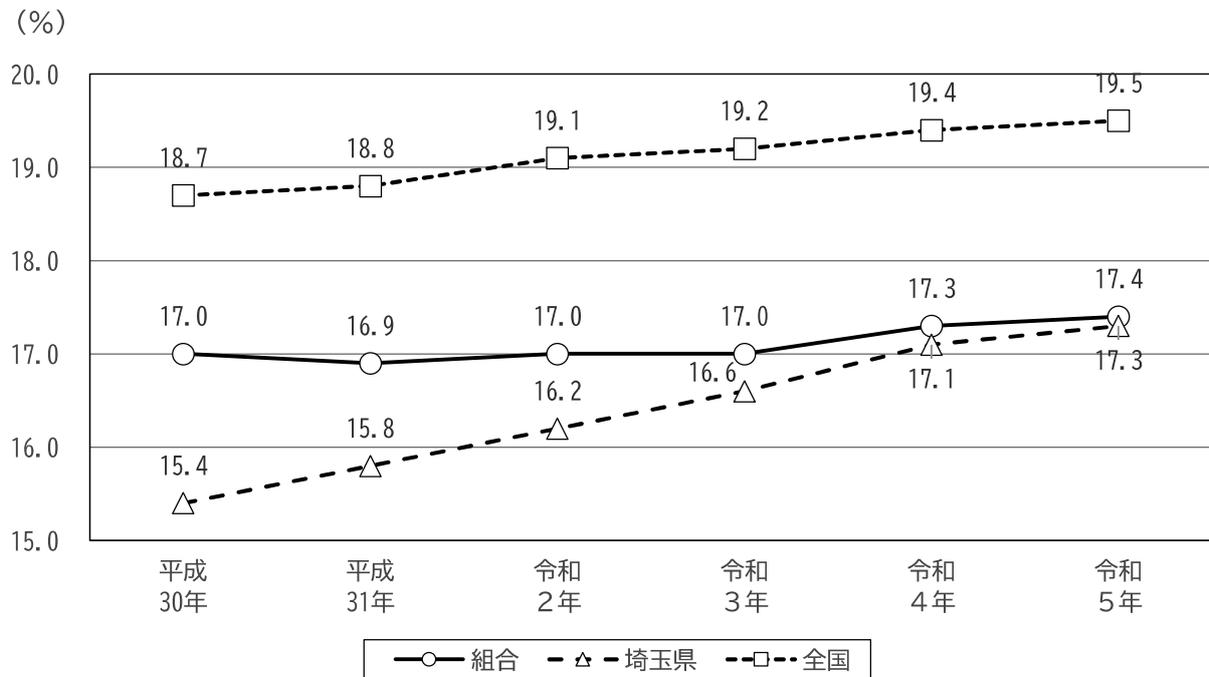


資料：見える化システム

2 要介護（要支援）認定率の比較

要介護（要支援）認定率については、全国及び埼玉県と同様に、組合の認定率は上昇傾向となっています。また、全国・埼玉県と比較すると、全国より低く、埼玉県より高くなっています。

■介護（要支援）認定率

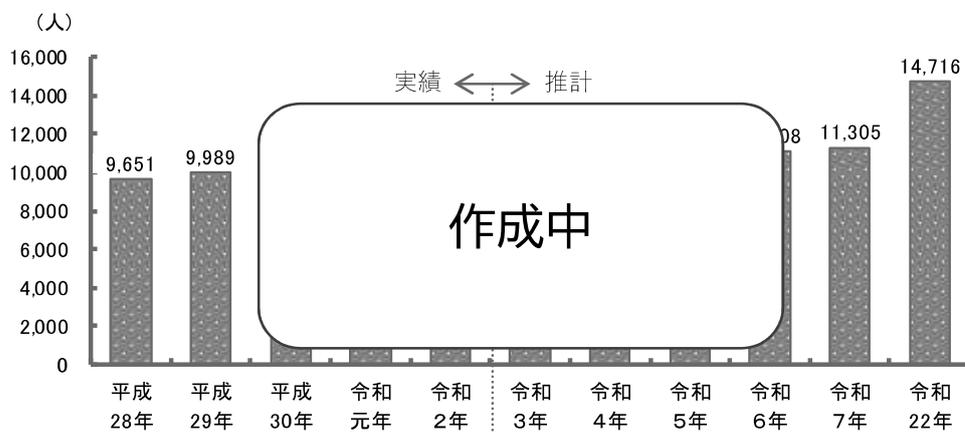


資料：見える化システム

第2節 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は増加傾向にあり、今後も増加が続くと予想され、令和22年には 人（仮）となる見込みです。

認知症高齢者数の推計



第3節 介護サービス給付費の計画値と実績値との比較

(1) 介護サービス給付費の実績

居宅サービスの給付費は、令和4年度で 100.5%とほぼ計画値どおりとなっていますが、通所リハビリテーションは 88.9%と計画値を大きく下回っています。一方、居宅療養管理指導は 135.7%、訪問看護は 125.2%と計画値を大きく上回っています。

地域密着型サービスの給付費は、令和4年度で 88.1%と計画値を大きく下回っています。特に、地域密着型特定施設入居者生活介護が計画値の 69.1%となっています。

施設サービスの給付費は、令和4年度で 91.9%とほぼ計画値どおりとなっていますが、介護医療院は 145.2 と計画値を大きく上回っています。

サービス種類	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較
居宅サービス	12,451,644	12,286,374	98.7%	12,685,102	12,751,776	100.5%
訪問介護	1,264,764	1,345,521	106.4%	1,278,603	1,367,108	106.9%
訪問入浴介護	153,910	163,210	106.0%	153,996	159,661	103.7%
訪問看護	456,433	521,009	114.1%	461,689	578,222	125.2%
訪問リハビリテーション	95,473	118,228	123.8%	97,851	112,975	115.5%
居宅療養管理指導	168,750	207,770	123.1%	170,450	231,310	135.7%
通所介護	5,088,408	5,006,637	98.4%	5,158,049	5,115,859	99.2%
通所リハビリテーション	1,436,070	1,271,576	88.5%	1,463,553	1,300,547	88.9%
短期入所生活介護	1,658,048	1,531,556	92.4%	1,671,269	1,599,797	95.7%
短期入所療養介護（老健）	194,660	163,436	84.0%	197,087	179,586	91.1%
特定施設入居者生活介護	991,411	1,009,313	101.8%	1,076,259	1,086,741	101.0%
福祉用具貸与	835,636	850,142	101.7%	846,486	910,865	107.6%
特定福祉用具販売	28,287	29,284	103.5%	28,882	33,875	117.3%
住宅改修	79,794	68,691	86.1%	80,928	75,231	93.0%
地域密着型サービス	3,894,403	3,604,474	92.6%	4,097,490	3,608,320	88.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	95,202	56,623	59.5%	102,452	82,472	80.5%
夜間対応型訪問介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%
認知症対応型通所介護	133,192	131,158	98.5%	133,266	114,841	86.2%
小規模多機能型居宅介護	456,947	452,789	99.1%	526,207	469,341	89.2%
認知症対応型共同生活介護	1,522,276	1,480,802	97.3%	1,623,150	1,477,384	91.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	31,932	23,779	74.5%	34,560	23,884	69.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	65,481	60,170	91.9%	65,517	54,998	83.9%
看護小規模多機能型居宅介護	79,348	68,023	85.7%	79,392	68,999	86.9%
地域密着型通所介護	1,510,025	1,331,130	88.2%	1,532,946	1,316,401	85.9%
施設サービス	9,509,846	9,305,572	97.9%	10,115,848	9,292,634	91.9%
介護老人福祉施設	6,107,394	6,029,980	98.7%	6,675,444	6,090,543	91.2%
介護老人保健施設	3,329,456	3,191,373	95.9%	3,367,368	3,155,322	93.7%
介護医療院	30,420	47,291	155.5%	30,437	44,197	145.2%
介護療養型医療施設	42,576	36,927	86.7%	42,599	2,571	6.0%
居宅介護支援	1,490,120	1,506,899	101.1%	1,517,449	1,595,276	105.1%
介護サービスの総給付費	27,346,013	26,703,319	97.6%	28,415,889	27,248,006	95.9%

資料：見える化システム

(2) 介護予防サービス給付費の実績

介護予防サービス給付費は、令和4年度で95.3%とほぼ計画値どおりとなっていますが、介護予防短期入所療養介護（老健）は18.1%、介護予防短期入所生活介護は47.6%、介護予防特定施設入居者生活介護は76.5%と計画値を大きく下回っています。なお、介護予防訪問入浴介護の令和4年度の実績はありませんでした。

地域密着型介護予防サービスの給付費は、令和4年度で72.7%と計画値を下回っており、特に、介護予防認知症対応型通所介護は9.5%と計画値を大きく下回っています。

介護予防支援は、令和4年度で100.3%とほぼ計画通りとなっています。

サービス種類	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較
介護予防サービス	453,501	443,893	97.9%	473,533	451,499	95.3%
介護予防訪問入浴介護	1,585	551	34.7%	1,586	0	0.0%
介護予防訪問看護	44,087	42,435	96.3%	45,714	46,219	101.1%
介護予防訪問リハビリテーション	15,255	13,947	91.4%	15,940	16,360	102.6%
介護予防居宅療養管理指導	9,404	8,421	89.5%	9,621	9,430	98.0%
介護予防通所リハビリテーション	176,046	179,444	101.9%	181,487	177,508	97.8%
介護予防短期入所生活介護	6,663	4,669	70.1%	6,666	3,174	47.6%
介護予防短期入所療養介護（老健）	290	118	40.6%	290	53	18.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	64,528	56,738	87.9%	71,355	54,584	76.5%
介護予防福祉用具貸与	89,763	95,847	106.8%	92,485	100,187	108.3%
特定介護予防福祉用具販売	7,128	6,915	97.0%	7,408	6,219	83.9%
介護予防住宅改修	38,752	34,806	89.8%	40,981	37,766	92.2%
地域密着型介護予防サービス	34,185	28,351	82.9%	38,055	27,660	72.7%
介護予防認知症対応型通所介護	514	191	37.2%	514	49	9.5%
介護予防小規模多機能型居宅介護	19,488	17,051	87.5%	23,350	16,788	71.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	14,183	11,109	78.3%	14,191	10,823	76.3%
介護予防支援	87,901	89,295	101.6%	90,633	90,924	100.3%
介護予防サービスの総給付費	575,587	561,539	97.6%	602,221	570,083	94.7%

資料：見える化システム

第5章 日常生活圏域の状況

第1節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定

組合の地域性や諸条件に基づき、本計画期間は引き続き16の日常生活圏域に区分します。(深谷市圏域で一部見直しがあります。)

本計画では、日常生活圏域毎に高齢者、世帯、認定者の状況、サービスの利用及び施設の整備状況を整理した上で、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制の確保について方向性を定めています。

■日常生活圏域 区域図



日常生活圏域の設定

圏域名	住所区分
熊谷妻沼	妻沼、妻沼中央、妻沼東 1 丁目～5 丁目、弥藤吾、男沼、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼台、妻沼西 1 丁目～2 丁目、飯塚、市ノ坪、上江袋、道ヶ谷戸、永井太田、原井、八木田、江波、上須戸、上根、善ヶ島、田島、西城、西野、ハツ口、大野、葛和田、俵瀬、日向、弁財
熊谷北西部	柿沼、代、新島、原島、上奈良、四方寺、下奈良、中奈良、奈良新田、下増田、西別府、東別府、別府 1 丁目～5 丁目
熊谷西部	久保島、高柳、新堀、玉井、玉井 1 丁目～5 丁目、玉井南 1 丁目～3 丁目、拾六間、新堀新田、御稜威ヶ原、三ヶ尻、美土里町 1 丁目～3 丁目、籠原南 1 丁目～3 丁目
熊谷北東部	箱田、箱田 1 丁目～7 丁目、肥塚、肥塚 1 丁目～4 丁目、上川上、上之の一部、中西 1 丁目～2 丁目、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、今井、大塚、小曾根、上中条、池上、下川上、中央 1 丁目～5 丁目
熊谷中央西部	赤城町 1 丁目～3 丁目、月見町 1 丁目～2 丁目、伊勢町、榎町、見晴町、宮本町、曙町 1 丁目～5 丁目、河原町 1 丁目～2 丁目、桜木町 1 丁目～2 丁目、万平町 1 丁目～2 丁目、宮前町 1 丁目～2 丁目、大麻生、川原明戸、小島、広瀬、武体、瀬南
熊谷中央	仲町、本町 1 丁目～2 丁目、鎌倉町、星川 1 丁目～2 丁目、弥生 1 丁目～2 丁目、宮町 1 丁目～2 丁目、末広 1 丁目～3 丁目、末広 4 丁目の一部、筑波 1 丁目～3 丁目、銀座 1 丁目～7 丁目、本石 1 丁目～2 丁目、石原、石原 1 丁目～3 丁目、平戸の一部、円光 1 丁目～2 丁目、大原 1 丁目～4 丁目、桜町 1 丁目～2 丁目
熊谷東部	末広 4 丁目の一部、上之の一部、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、佐谷田、戸出、間屋町 1 丁目～4 丁目、平戸の一部、太井、久下、久下 1 丁目～4 丁目
熊谷南部	平塚新田、万吉、村岡、楊井、上恩田、吉所敷、屈戸、小泉、下恩田、高本、津田新田、手島、中恩田、中曾根、沼黒、相上、青山、小八林、玉作、津田、船木台 1 丁目～5 丁目、箕輪、向谷、押切、上新田、成沢、樋春、御正新田、三本、江南中央 1 丁目～3 丁目、板井、小江川、塩、柴、須賀広、千代、野原
深谷西部	岡、普濟寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽、岡 1 丁目～2 丁目
深谷中央第 1	深谷、深谷町、仲町、本住町、稲荷町 1 丁目～3 丁目、稲荷町北、田所町、天神町、西島、西島町 1 丁目～3 丁目、西島 4 丁目～5 丁目、緑ヶ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町、上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.4.1 から)
深谷北東部	東方の一部、原郷、常盤町、国濟寺、東方町 1 丁目～5 丁目、国濟寺町、本田ヶ谷、幡羅町 1 丁目、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚、中瀬、新戒、高島、成塚、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.3.31 まで)
深谷中央 2	萱場、見晴町、宿根、上野台の一部、桜ヶ丘、秋元町、上柴町西 1 丁目～7 丁目
深谷中央 3	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東 1 丁目～7 丁目、東方の一部
深谷南部	本田、畠山、上原、田中、長在家、菅沼、武川、瀬山、川本明戸、白草台、武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台
寄居北	寄居、藤田、末野、金尾、風布、桜沢、用土
寄居南	折原、立原、秋山、三品、西ノ入、鉢形、露梨子、三ヶ山、保田原、小園、富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里

*「深谷北東部圏域」の「明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋」は、令和 7 年 4 月 1 日から「深谷中央第 1 圏域」に変更となります。

2 地域包括支援センターについて

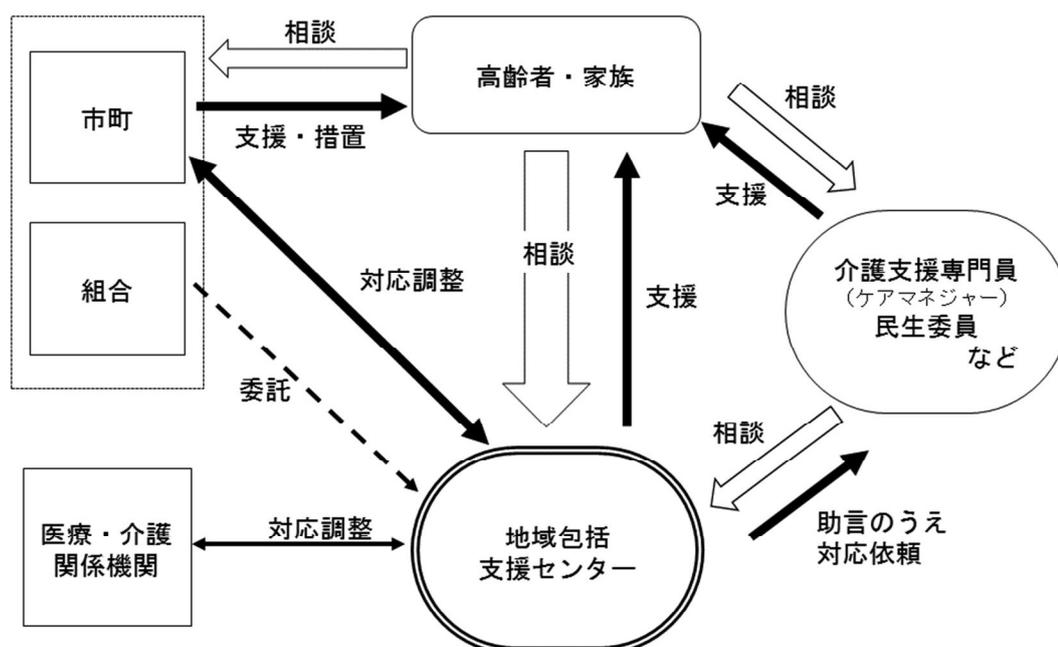
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中核施設となるものであり、組合では平成 28 年度から日常生活圏域毎に 16 箇所の地域包括支援センターを整備しています。

地域包括支援センターは、組合から委託を受けた社会福祉法人等が運営しており、厚生労働省が定める職員配置基準に沿って保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置するほか、令和 4 年度からは地域の高齢者の社会参加を促進するための第 2 層生活支援コーディネーター及び、認知症の方やその家族を支援するための認知症地域支援推進員を配置しています。

地域包括支援センターの業務は、「高齢者や家族に対する総合相談支援業務」、「高齢者に対する虐待防止等の権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント事業」が主なもので、その他に「介護予防支援事業（要支援者の介護予防計画作成）」を行っています。

今後、さらに高齢化の進展が見込まれるとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、その役割は、ますます重要なものとなっています。高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、組合、市町及び地域包括支援センターの連携強化を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組んでいきます。

■地域包括支援センター連携図



3 日常生活圏域の状況

■日常生活圏域人口、高齢者数及び高齢化率等（令和5年7月1日現在）

圏域	熊谷市							
	熊谷妻沼	熊谷北西部	熊谷西部	熊谷北東部	熊谷中央西部	熊谷中央	熊谷東部	熊谷南部
人口（人）	23,241	22,744	34,420	18,932	18,595	27,243	21,965	25,840
高齢者数（人）	8,645	7,164	8,502	6,245	5,300	7,678	6,509	8,446
高齢化率	37.2%	31.5%	24.7%	33.0%	28.5%	28.2%	29.6%	32.7%
高齢者を含む世帯の割合 （対世帯数比）	55.9%	48.7%	36.8%	49.8%	40.9%	41.1%	45.0%	49.3%
うち 高齢者のみ世帯の割合	16.5%	15.0%	10.4%	14.9%	10.6%	10.7%	13.5%	14.0%
うち高齢独居世帯の 割合	17.6%	17.1%	13.5%	17.1%	17.4%	17.4%	15.8%	17.4%
認定率 （対高齢者数比）	18.5%	19.3%	20.5%	20.4%	21.8%	22.2%	19.1%	18.2%
軽度認定率 （※1）	13.0%	13.6%	14.3%	13.7%	15.4%	16.1%	13.9%	12.0%
重度認定率 （※2）	5.4%	5.7%	6.2%	6.6%	6.5%	6.1%	5.2%	6.3%
施設入所者の割合 （対認定者数比）	17.9%	15.1%	13.8%	17.2%	14.9%	11.5%	11.0%	20.1%
居宅サービス利用者の割合 （対認定者数比）	52.7%	55.3%	57.1%	52.4%	55.1%	56.2%	56.1%	50.7%

（※1）要支援1～要介護2の対高齢者数比

（※2）要介護3～要介護5の対高齢者数比

圏 域	深谷市						寄居町	
	深谷西部	深谷中央第1	深谷北東部	深谷中央第2	深谷中央第3	深谷南部	寄居北	寄居南
人口（人）	18,056	20,174	31,422	27,165	19,642	24,926	15,445	16,664
高齢者数（人）	5,709	6,295	9,146	7,550	6,063	7,836	5,209	5,992
高齢化率	31.6%	31.2%	29.1%	27.8%	30.9%	31.4%	33.7%	36.0%
高齢者を含む世帯の割合 （対世帯数比）	50.4%	47.5%	46.4%	41.4%	48.4%	50.4%	50.1%	54.0%
うち 高齢者のみ世帯の割合	14.3%	13.0%	12.8%	12.1%	13.6%	13.2%	12.8%	15.9%
うち高齢独居世帯の 割合	15.7%	17.3%	15.5%	14.9%	16.7%	17.1%	18.9%	18.4%
認定率 （対高齢者数比）	18.4%	22.0%	19.9%	19.2%	17.8%	19.7%	21.0%	18.1%
軽度認定率 （※1）	12.1%	16.1%	13.9%	13.9%	11.9%	13.1%	14.2%	12.8%
重度認定率 （※2）	6.3%	5.9%	6.0%	5.3%	5.9%	6.5%	6.8%	5.3%
施設入所者の割合 （対認定者数比）	19.2%	12.6%	16.2%	12.2%	19.3%	21.0%	14.9%	12.5%
居宅サービス利用者の割合 （対認定者数比）	51.1%	55.0%	53.0%	52.8%	55.4%	52.6%	52.2%	58.0%

資料：組合介護保険課データ

圏域内に立地する介護保険事業所等（令和5年12月現在）

圏域内に立地する 介護保険事業所等	熊谷市								深谷市					寄居町		
	熊谷妻沼	熊谷北西部	熊谷西部	熊谷北東部	熊谷中央西部	熊谷中央	熊谷東部	熊谷南部	深谷西部	深谷中央第1	深谷北東部	深谷中央第2	深谷中央第3	深谷南部	寄居北	寄居南
介護老人福祉施設	2	1	3	2	1		1	3	3		5		2	4	2	1
介護老人保健施設	1		1	1		1		1			1		3		1	1
特定施設入居者生活介護			2		1	3	1	1	1	1	2	1	1		2	
住宅型有料老人ホーム	5	3	2	1	1	1	1	2	4	2	2	3	4	10	3	4
サービス付き高齢者向け住宅	3	3	2	1	2		2	5	3	2	3	3	7	7	3	4
訪問介護	6	5	10	2	2	5	5	5	5	5	1	5	8	9	4	5
訪問入浴介護		1	2	1	2				1				1	1		
訪問看護	2	1	3	2	3	4	2	1	2	5	4	7	4	4	2	2
訪問リハビリテーション			1	1		1							1			1
通所介護	10	8	6	3	8	2	6	7	12	6	10	5	17	15	7	9
通所リハビリテーション	2		1	1		1	1	1			2	1	2		1	1
短期入所生活介護	3	1	5	2	4		2	4	5		6		3	5	2	1
短期入所療養介護	1		1	1		1		1			1		2		1	1
認知症対応型共同生活介護	4	① ※1	2	1	1	1	1	3	1	3	5	1	1	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護																
居宅介護支援	7	7	7	9	7	12	7	10	6	6	12	8	14	8	7	8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1													
認知症対応型通所介護				1			1		1			1				1
小規模多機能型居宅介護	2	① ※1	1	1	1		1	1		1	① ※2	1	1	1		1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					1		1						① ※3			1
看護小規模多機能型居宅介護												1				
地域密着型通所介護		4	4	2	1		5	5	5	5	7	9	2	6	4	2
福祉用具貸与	1	2	8	2	2	3	1			2	2	2	1	2	1	1
特定福祉用具販売	1	2	7	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	1

※1・・・令和6年4月開設予定 ※2・・・令和7年3月開設予定 ※3・・・令和6年10月開設予定
本データは休止中の事業所を除いています。

第6章 介護保険サービスの見込み

第1節 高齢者人口等の推計

1 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）は、第9期計画期間中（令和6年度～8年度）も増加傾向にあります。しかし、令和12年度からは減少傾向となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には、再び増加し114,366人となる見込みです。

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

区分	実績			計画			推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	369,102	367,709	366,078	363,719	361,232	358,633	346,940	329,907	310,832
第1号被保険者 (65歳～)	111,309	111,938	112,474	113,037	113,378	113,379	113,303	112,980	114,366

資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

2 要介護（要支援）認定者数の推計

認定者数は、第9期計画期間中（令和6年度～8年度）も増加し、令和22年度には 人の見込みとなっています。

認定者数の推計

単位：人

区分	実績			計画			推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援1	2,108	2,146	2,187	2,174	2,159	2,150	作成中		
要支援2	2,073	2,060	2,038	1,964	1,929	1,916			
要介護1	4,025	4,109	4,290	4,308	4,319	4,318			
要介護2	3,147	3,299	3,381	3,417	3,446	3,464			
要介護3	2,890	2,938	2,914	2,852	2,808	2,804			
要介護4	2,759	2,892	2,905	2,907	2,922	2,945			
要介護5	1,778	1,822	1,812	1,791	1,797	1,811			
計	18,780	19,266	19,527	19,413	19,380	19,408			

※第2号被保険者を含む

資料：推計は令和5年度のデータをもとに算出

第2節 居宅・介護予防サービス

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、要介護者（要支援者）の日常生活を支援するなど、心身機能の維持回復、社会的孤立感の解消のほか、家族の介護負担軽減等を図るためのサービスです。

居宅サービスには、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1箇月当たりの利用限度額が決められています。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、要介護者に、食事・排泄・入浴等の介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。また、通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で家庭を訪問して、持参した浴槽で入浴の介護を行い、要介護者（要支援者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復等を図ります。

3 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービス提供は主治医との密接な連携及び指示のもとに行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して、療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。

6 通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供し、心身機能の維持回復とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などへの通所により、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練等を提供します。心身機能の維持回復、社会的孤立感の解消のほか、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所し、医学的管理下において、介護・看護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を提供し、療養生活の質の向上及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要介護者（要支援者）について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排泄、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者（要支援者）の心身の状況、希望及び生活環境をふまえ、指定を受けた事業者が適切な福祉用具の選定援助・取付・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具の貸与により、日常生活上の便宜を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

対象となる福祉用具は、工事を伴わない手すり・スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置です。

12 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入

指定を受けた事業者が、入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具を販売し、購入費の一部を支給します。福祉用具の購入により、日常生活上の便宜を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

対象となる福祉用具は、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器です。

13 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が生活しやすいように、自宅の設備を整えるため、手すりの取付けや段差の解消等に要した費用のうち、20万円を上限として住宅改修費を支給します。

14 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者（要支援者）の居宅サービスの適切な利用が可能となるよう、要介護者（要支援者）の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該ケアプランに基づく居宅サービスの提供を確保するためのサービス事業者との連絡調整や介護保険施設に入所を希望する場合の施設への紹介等を行います。

また、特定のサービスや事業所に偏ることがない公正中立に行うこととされています。

第3節 施設サービス

様々な事情で在宅での生活が困難な方に対して、次の施設で施設サービスが提供されています。

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

なお、今後も「介護離職ゼロ」及び「地域医療構想の実現」に向けて、需要の伸びに応じた安定的なサービス提供が図れるよう市町や関係機関と連携を密にしていきます。

事業		実績		見込	計画			推計		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	1956	1953	1964						
要介護1	人/月	作成中								
要介護2	人/月									
要介護3	人/月									
要介護4	人/月									
要介護5	人/月									

資料：見える化システム

介護老人福祉施設の現状と整備予定

	現状	整備予定		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数（箇所）	29	0	0	0
熊谷市	14	0	0	0
深谷市	12	0	0	0
寄居町	3	0	0	0
定員数（人）	2,253	35	66	0
熊谷市	1,210	30	0	0
深谷市	894	0	60	0
寄居町	149	5	6	0

2 介護老人保健施設

在宅復帰を目指す方等で、病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

3 介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入所する施設で、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療と日常生活に必要な支援を行います。

また、入所者の意識や人格を尊重し、常に入所者の立場に立って支援を行います。

第4節 地域密着型サービス

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 6圏域〔熊谷妻沼、熊谷北西部、熊谷西部〕
〔熊谷北東部、熊谷中央、熊谷南部〕に2施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に1施設
- ・寄居町 1圏域（寄居北）に1施設

2 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を指定しているため、当計画では「夜間対応型訪問介護」の指定はせず、サービス利用も見込みません。

3 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に通所介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、未整備の日常生活圏域においてサービス提供体制の確保に努めます。

4 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 1 圏域（熊谷中央）に 1 施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に 1 施設
- ・寄居町 1 圏域（寄居北）に 1 施設

5 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要支援 2 から要介護 5 までの認定者について、グループホームに入所し、家庭的な環境と地元住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

【サービス確保の方向】

未整備の圏域はなく、現在の利用状況を勘案し、新たな施設整備による当サービスの利用は見込みません。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

【サービス確保の方向】

当サービスは、小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者に対するサービスですが、現在、指定はありません。通常規模（定員 30 人以上）の施設整備状況を勘案し、新たな整備による当サービスの利用は見込みません。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

【サービス確保の方向】

当サービスは、小規模（定員 29 人以下）な介護老人福祉施設入所者に対するサービスですが、定員 30 人以上の広域型介護老人福祉施設の整備が予定されていることから、新たな施設整備による当サービスの利用は見込みません。

8 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

【サービス確保の方向】

事業者の動向や利用者ニーズの把握に努め、出来るだけ身近な場所でサービス提供が受けられるよう、公募または小規模多機能型居宅介護からの転換により整備を行いサービス提供体制の確保に努めます。整備を行う日常生活圏域は以下のとおりです。

- ・熊谷市 3圏域（熊谷妻沼、熊谷北西部、熊谷西部）に2施設
3圏域（熊谷北東部、熊谷中央西部、熊谷中央）に2施設
1圏域（熊谷南部）に1施設
- ・深谷市 全圏域（深谷市内）に1施設
- ・寄居町 全圏域（寄居町内）に1施設

9 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護者に対して、通所介護サービスを提供します。

【サービス確保の方向】

通常規模（定員 19 人以上）の施設整備状況を勘案し、新たな整備による当サービスの利用は見込みません。

第5節 地域支援事業

地域支援事業は、地域で生活する高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、社会に参加しつつ、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに分かれています。

地域支援事業は、熊谷・深谷・寄居介護保険事務所（以下、市町という）がそれぞれ地域の実情に合わせ、企画・立案し、事業を実施しています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」があります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来の専門的なサービスに加え、住民、NPO法人等の多様な主体によるサービス等を提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

①-1 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを支援します。

【実績と見込み】

訪問型サービスの実施状況と見込み

単位：件/年

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	7,186	6,882	7,200	8,400	8,480	8,560

単位：人/年

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスC	30	21	25	27	63	74
熊谷市	20	18	18	25	30	35
深谷市	9	1	6	18	24	30
寄居町	1	2	1	9	9	9

【取組と目標】

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスや専門職により支援される訪問型サービスC（短期集中予防サービス）を実施します。

①-2 通所型サービス

要支援者等を対象に、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

【実績と見込み】

通所型サービスの実施状況と見込み

単位：件/年

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護相当サービス	18,027	17,764	18,500	22,000	22,200	22,400

【取組と目標】

通所型サービスについては、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。

①-3 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

【実績と見込み】

介護予防ケアマネジメントの実施状況と見込み

単位：件/年

事業	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント	15,535	14,909	15,600	16,700	16,900	17,000

【取組と目標】

介護予防ケアマネジメントについては、自立支援に向けた効果的なケアマネジメントの実施が必要です。地域ケア会議等も有効に活用しながら、効果的な実施を図ります。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域を実現することにより、介護予防を推進することを目的にしています。

②-1 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布や、専門職による介護予防教室を開催します。

【実績と見込み】

介護予防普及啓発事業の実施状況と見込み

事業		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	介護予防教室等 開催回数	4	59	140	335	360	385
	同 参加人数	50	492	1,200	2,750	3,000	3,250
深谷市	介護予防教室等 開催回数	26	107	81	82	82	82
	同 参加人数	412	2,095	1,951	2,280	2,280	2,280
寄居町	介護予防教室等 開催回数	7	18	28	147	147	147
	同 参加人数	59	210	540	3,975	3,975	3,975
(計) 組合	介護予防教室等 開催回数	47	184	249	564	589	614
	同 参加人数	521	2,797	3,691	9,005	9,255	9,505

【取組と目標】

介護予防に関する知識を普及啓発させる講演会等を通じて、高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防の普及・啓発を推進します。

②-2 地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防活動の展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を充実させるために、介護予防に関するボランティア等の人材育成研修や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援を行います。

【実績と見込み】

地域介護予防活動支援事業の実施状況と見込み

事 業	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
熊谷市	サポーター養成研修 開催回数	25	28	24	16	16	16
	通いの場活動箇所数	44	54	64	70	75	80
深谷市	サポーター養成研修 開催回数	12	12	12	12	12	12
	通いの場活動箇所数	26	32	44	50	56	62
寄居町	サポーター養成研修 開催回数	0	1	3	6	6	6
	通いの場活動箇所数	10	10	12	13	16	19
組合 (計)	サポーター養成研修 開催回数	37	41	39	34	34	34
	通いの場活動箇所数	80	96	120	133	147	161

【取組と目標】

身近な場所で、住民同士が、健康づくりを効果的に行えるようにするため、介護予防に資する住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援します。

また、リハビリテーション専門職の支援を受け、介護予防サポーターの養成研修を行います。

②-3 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職の専門的な知見を活かし、地域包括支援センターと連携して、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等における、技術的助言やケアマネジメント支援を行います。

【実績と見込み】

地域リハビリテーション活動支援事業（専門職の派遣）の実施状況と見込み

単位：件

事業	実績		見込	計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
熊谷市	通いの場派遣支援	19	26	35	165	185	195
	訪問派遣支援	1	9	5	60	60	60
深谷市	通いの場派遣支援	0	0	19	50	56	62
	訪問派遣支援	0	4	44	72	72	72
寄居町	通いの場派遣支援	0	7	9	50	56	62
	訪問派遣支援	0	0	1	30	30	30
(計) 組合	通いの場派遣支援	19	33	63	265	297	319
	訪問派遣支援	1	13	50	162	162	162

【取組と目標】

リハビリテーション専門職の関与を促進し、住民が介護予防に関する技術的助言を受けられる機会を設けます。

また、地域ケア会議等へリハビリテーション専門職の派遣を行い、自立支援に資する取組を推進します。

②-4 介護予防把握事業

民生委員等地域住民からの情報提供による把握等、地域の実情に応じて収集した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動につなげられるよう市町と地域包括支援センターが連携して取り組みます。

2 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助、支援を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する事業です。包括的支援事業は、地域包括支援センターと市町が組合と緊密な連携を図りながら実施します。

(1) 総合相談支援業務

地域住民から介護や健康、福祉、医療など様々な相談を受けつけ、的確な状況把握を行い、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるなど、高齢者や家族の支援を行います。

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、次の業務を行います。

- ① 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③ サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービスや制度等の利用へのつなぎ）

【実績と見込み】

総合相談支援業務の実施状況と見込み

単位：件

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	8,417	9,020	10,700	10,000	10,100	10,200
深谷市	4,842	5,217	4,900	5,000	5,100	5,200
寄居町	3,341	2,777	2,600	2,650	2,700	2,750
組合（計）	16,600	17,014	18,200	17,650	17,900	18,150

【取組と目標】

地域包括支援センターは、市町との連携を図りながら自治会等の地域関係者、関係機関（民生委員・医療機関・警察等）との協力体制を確立します。また、ニーズ調査の結果から、地域包括支援センターの役割が、未だ十分に周知されているとはいえない状況があります。地域包括支援センターの役割について、広く地域住民への周知を図ります。

(2) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。必要なサービスや関係機関につなぎ、必要な支援を行います。特に、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、次のとおり、権利を守る取組に努めます。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

【実績と見込み】

権利擁護相談の実施状況と見込み

単位：件

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	233	239	470	480	490	500
深谷市	303	240	320	330	340	350
寄居町	113	137	180	190	200	210
組合（計）	649	616	970	1,000	1,030	1,060

【取組と目標】

地域包括支援センターは、措置等の法的実施責任を有する市町の指導を仰ぎ、市町と連携を図りながら関係機関（民生委員・医療機関・警察等）との協力体制の確立・強化に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の実施を含む）

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医、介護支援専門員等との多職種協働や地域の関係機関等と連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

また、専門職をはじめ地域の多様な関係者により構成される地域ケア会議を実施し、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援等を推進します。

業務内容は、次の5項目です。

- ① 地域の連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制を構築
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ③ 介護支援専門員の日常的業務の個別指導、相談対応、情報提供等
- ④ 介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言・指導
- ⑤ 地域ケア会議の実施

【実績と見込み】

地域ケア会議の実施状況と見込み

単位：件

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	45	52	55	96	96	96
深谷市	156	162	150	144	144	144
寄居町	41	39	29	24	24	24
組合（計）	242	253	234	264	264	264

【取組と目標】

地域包括支援センターは、地域の関係機関等との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員に対する事例検討会等の実施や情報提供を行うとともに、自立支援型地域ケア個別会議でケアマネジメントの支援を行い、地域の介護支援専門員の資質向上を図ります。

なお、市町において、自立支援型地域ケア個別会議により抽出された地域課題の解決に向けて地域ケア会議（地域ケア推進会議）を実施し、地域づくりや社会資源開発等に役立っています。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

このことから、市町が中心となり、地域の医師会等と連携しながら、多職種共同による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

また在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取り組みは以下のとおりです。

- ①地域の医療・介護資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

【実績と見込み】

在宅医療・介護連携に関する相談支援の実施状況と見込み

単位：件

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	385	469	470	480	490	500
深谷市	410	545	600	650	700	750
寄居町						
組合（計）	795	1,014	1,070	1,130	1,190	1,250

※深谷市と寄居町は、共同で事業を行っているため、市町ごとの区分はありません

【取組と目標】

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として、在宅医療介護連携拠点と連携しながら、地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図ります。

また、人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・介護が行われるよう、本人が家族や医療・介護の関係者と適切な話し合いを重ねていくACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、講演会を実施するなど、広く周知していきます。

(5) 生活支援体制整備事業

高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービス提供のみならず、地域で暮らす方たちの支え合いが重要です。NPO法人、民間企業、ボランティア、自治会、民生委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会等と地域包括支援センター及び市町が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加を推進します。

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援を必要とする高齢者が、ニーズに合った生活支援等サービスを利用できるような住民主体の地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成及びネットワーク化を行います。また、それぞれの地域に協議体を設置し、多様な主体間の情報共有・連携強化を図ります。

【実績と見込み】

生活支援体制整備事業の実施状況と見込み

単位：人

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	協議体数	2	2	2	4	9	9
	協議体 開催回数（1層）	0	1	5	5	3	3
深谷市	協議体数	12	12	12	12	12	12
	協議体 開催回数（1層）	1	1	1	1	1	1
寄居町	協議体数	1	1	1	1	1	1
	協議体 開催回数（1層）	2	2	3	4	4	4
組合（計）	協議体数	15	15	15	17	22	22
	協議体 開催回数（1層）	3	4	9	10	8	8

【取組と目標】

市町単位で、第1層生活支援コーディネーターを配置します。また、日常生活圏域毎に配置する地域包括支援センターの職員を第2層生活支援コーディネーターとして配置し、地域資源の把握と開発、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘、地域における支え合いのネットワーク化（協議体）を推進していきます。

また、地域のニーズとサービス提供主体のマッチングの取組等を推進し、生活支援等サービスの進捗状況を把握しながら、生活支援等サービスの体制整備を推進します。

② 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する観点から、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

（6）認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における認知症の理解を深める必要があります。また、認知症を早期に発見し、本人及び家族への支援を行うことにより、認知症ケアの向上を図ります。

- ① 初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする、認知症初期集中支援チームの設置
- ② 必要な医療、介護等のサービスを受けられるよう地域の関係機関との連携体制の構築及び認知症に関する相談支援などを行う認知症地域支援推進員の配置
- ③ 多職種の協働研修による認知症対応能力の向上並びに認知症カフェ等の設置

【実績と見込み】

認知症総合支援事業の実施状況と見込み

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	初期集中チーム支援申請件数	1	4	5	6	8	10
	認知症カフェ設置数	12	11	12	13	13	13
深谷市	初期集中チーム支援申請件数	3	5	7	12	12	12
	認知症カフェ設置数	9	9	9	9	9	9
寄居町	初期集中チーム支援申請件数	0	0	0	3	3	3
	認知症カフェ設置数	5	6	6	6	6	6
組合 (計)	初期集中チーム支援申請件数	4	9	12	21	23	25
	認知症カフェ設置数	26	26	27	28	28	28

【取組と目標】

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応及び認知症地域支援推進員による認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の方を支援する関係者の連携支援、相談対応等により、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進します。

また、事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、認知症疾患医療

センターを含む医療機関、介護サービス事業者等との連携を図ります。

3 任意事業

任意事業のうち、保険者が実施する「介護給付等費用適正化事業」以外の事業は、市町で実施してきた福祉施策事業を、平成18年度介護保険制度改正にともない、地域支援事業に位置づけて実施しています。

(1) 介護給付等費用適正化事業

第9期計画における国の指針に基づき、介護給付適正化計画を「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業に再編し、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査票や主治医意見書の事前チェックを行うとともに、次の研修会を開催して、認定調査の平準化と介護度の適正化を図ります。

- 1 現任調査員研修会や新任調査員研修会を年数回行い、公平・公正な要介護認定調査を行えるための、資質の向上を図ります。また、埼玉県主催の研修会等の参加を働きかけます。
- 2 介護認定審査会委員の研修会を行い、要介護認定審査業務の公平性・公正性を図り、審査判定の均質化向上に努めます。また、埼玉県主催の研修等の参加を働きかけます。

② ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検

介護サービスの利用内容をチェックし、介護給付の適正化を図ります。

- 1 介護支援専門員が作成した居宅介護（予防）サービス計画の記載内容について、事業者には資料提出を求め、利用者の状況に応じた適切な計画作成が行われているかを、主治医意見書、認定調査票、給付実績等と照合しながらチェックを行い、個々の受給者が真に必要なサービスの確保とその状態に適合していないサービス提供の改善を行います。
- 2 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等で施行状況を点検して、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な改修が行われていないか確認します。
また、福祉用具購入・貸与の状況を訪問調査により把握し、不適切又は不要なものがないか、身体状態に応じた給付が行われているかについて確認を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに介護保険サービスと医療保険サービスが重複していないか、複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供

されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

④ その他

1 国保連適正化システムによる給付実績の活用

国保連適正化システムを活用し、事業者等のサービス内容等給付実績について、点検を実施します。

2 運営指導・集団指導

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の状況を把握しながら、定期的に運営指導を行います。また、指定基準に対する通報、苦情等があった事業所に対して、口頭又は書面による改善指導を行います。さらに必要に応じて監査を実施します。

また、制度改正や介護給費等対象サービスの取り扱い、介護報酬の内容などについて周知徹底を目的として集団指導を実施します。

3 介護給付費通知

サービス利用者に対し、利用している介護サービス事業者からの保険請求に基づき、サービスの種類や費用などを通知し、内容を確認することで適切なサービス利用と適正な請求を促します。

4 埼玉県が実施する運営指導への同行

埼玉県が実施する運営指導に同行し、サービス事業所の実態把握に努めるとともに、併せて現地指導を行います。

5 サービス提供事業所の自主点検

サービス提供事業所において不適切な介護報酬の請求が行われないよう、事業所に対して点検ポイントを示し、自主点検の実施を促します。

6 第三者行為求償

交通事故等により介護保険のサービスを利用した場合、本来その介護費用は加害者（第三者）が負担すべきものですので、第三者行為の発見等求償事務に努めます。

7 制度の周知

介護支援専門員連絡協議会等において、適正化事業の取り組み内容、参考事例を説明し、注意喚起を行います。

(2) 家族介護支援事業

要介護者等を介護する者（ケアラー）の支援のため、次の事業を行います。

① 介護教室

市町で、介護が必要な高齢者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

【実績と見込み】

介護教室の実施状況と見込み

単位：回

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	2	1	9	15	15	15
深谷市	11	12	7	12	12	12
寄居町	0	0	0	0	0	0
組合（計）	13	13	16	27	27	27

【取組と目標】

住民のニーズを把握し、ケアラーへの支援として、介護の知識や技術の習得等のほか、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会も併せて実施します。

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。

【実績と見込み】

徘徊高齢者探索サービス事業の利用状況と見込み

単位：人

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	17	16	15	22	28	35
深谷市	3	7	15	25	25	25
寄居町	2	0	2	11	11	11
組合（計）	22	23	32	58	64	71

【取組と目標】

今後、在宅の認知症高齢者が増加していくことが見込まれるため、高齢者の安全確保及び介護する家族等の支援を目的とした事業の周知徹底に努めます。

(3) その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、次の事業を行います。

① 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者を対象に、成年後見制度の市町長申立等に要する経費及び成年後見人等の報酬の助成を行います。

【実績と見込み】

成年後見制度利用支援事業の実施状況と見込み

単位：人

	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	2	8	8	24	24	24
深谷市	11	13	5	30	30	30
寄居町	3	4	5	5	5	5
組合（計）	16	25	18	59	59	59

【取組と目標】

今後、成年後見制度を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、この事業の普及啓発に努めます。

② 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供及び住宅改修費に関する助言を行うとともに、居宅介護支援等を受けていない要介護認定者等のために、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合の経費を助成します。

【実績と見込み】

住宅改修支援事業の実施状況と見込み

単位：件

	実績		見込	計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
熊谷市	3	2	5	20	20	20
深谷市	0	3	5	20	20	20
寄居町	1	0	2	10	10	10
組合（計）	4	5	12	50	50	50

【取組と目標】

住宅改修支援事業の申請を促すため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所、住宅改修事業者等に周知します。

③ 認知症サポーター養成事業

厚生労働省が推進する認知症サポーターの養成講座を市町で実施します。

【実績と見込み】

認知症サポーター養成事業の実施状況と見込み

単位：回

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	25	30	45	54	54	54
深谷市	7	14	12	35	35	35
寄居町	0	2	2	22	22	22
組合（計）	32	46	59	111	111	111

【取組と目標】

今後、認知症高齢者、介護する家族等に対して理解ある地域社会の形成を目指し、正しい認知症知識を習得することを目的とした講座を開催します。

④ 地域自立生活支援事業

高齢者配食サービス事業を実施し、在宅で一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、栄養改善、安否確認を目的とし栄養バランスのとれた食事を提供することによって、自立と生活の質の向上を図ります。

【実績と見込み】

高齢者配食サービス事業の実施状況と見込み

単位：食

	実績		見込	計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊谷市	19,946	21,899	24,268	27,700	31,600	36,100
深谷市	37,498	38,198	38,668	41,000	41,000	41,000
寄居町	13,185	12,696	13,500	17,100	18,810	20,690
組合（計）	70,629	72,793	76,436	85,800	91,410	97,790

【取組と目標】

今後、在宅で一人暮らしの高齢者が増加していく中、高齢者の日常の安否確認と栄養改善を目的とした、この事業の普及啓発を図ります。

第6節 事業費の算定

1 介護サービス給付費の推計

介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅サービス						
訪問介護						
訪問入浴介護						
訪問看護						
訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導						
通所介護						
通所リハビリテーション						
短期入所生活介護						
短期入所療養介護						
特定施設入居者生活介護						
福祉用具貸与						
特定福祉用具購入						
住宅改修						
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
地域密着型通所介護						
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設						
介護老人保健施設						
介護医療院						
介護療養型医療施設						
居宅介護支援						
介護サービスの総給付費（I）						

作成中

資料：見える化システム

介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護						
介護予防訪問リハビリテーション						
介護予防居宅療養管理指導						
介護予防通所リハビリテーション						
介護予防短期入所生活介護						
介護予防短期入所療養介護						
介護予防特定施設入居者生活介護						
介護予防福祉用具貸与						
特定介護予防福祉用具購入						
介護予防住宅改修						
介護予防認知症対応型通所介護						
介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護						
介護予防支援						
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）						

作成中

資料：見える化システム

総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総給付費【合計（Ⅰ）＋（Ⅱ）】						
算定対象審査支払手数料						
高額介護サービス費等給付費						
高額医療合算介護サービス費等給付費						
特定入所者介護サービス費等給付費						
標準給付費見込額						

作成中

資料：見える化システム

2 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	作成中					
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費						
包括的支援事業（社会保障充実分）						
地域支援事業費（合計）						

資料：見える化システム

※各事業費の配分については、事業の進捗状況により合計額の範囲内で変更する場合があります。

第7章 事業の円滑な推進

第1節 推進体制

今後の超高齢化社会に対応した事業推進を図るため、介護保険運営協議会等の意見を踏まえつつ、市町の関係部局その他各関係機関と密接な連携し、進めていきます。

1 介護保険運営協議会

介護保険事業の円滑かつ公平・公正な運営の推進に向けて、様々な分野の視点からのきめ細かい議論により、的確に意見を反映するため、被保険者、保健・福祉・医療の関係団体の代表、学識経験者等で構成する介護保険運営協議会を設置します。

2 地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービスの円滑かつ適正な実施を図るため、地域密着型サービス事業者の指定や事業の基準、運営等に関する調査・審議による指定事業者の指導監督体制を構築します。介護保険運営協議会の所掌事項として位置づけています。

3 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法に規定される地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を図るため、支援センターの設置や運営体制の評価に関する調査・審議を行います。介護保険運営協議会の所掌事項として位置づけています。

4 市町との協力・連携

① 窓口業務

要介護認定申請をはじめ、各種申請の受付や相談などの窓口業務は、住民の利便性を図る観点から、基本的に市町の窓口（行政センター、総合支所を含む）に介護保険事務所を設置し行っています。

② 協力体制

計画を確実に推進していくには、市町が実施する保健事業や、地域支援事業等の連携体制を強化し、お互いに役割を分担しながら推進することが必要です。

市町との連携を一層強化し、保険者として効率的で円滑な事業の推進と適切なサービスの提供体制の強化に努めます。

第2節 サービス基盤の確保及び資質の向上

高齢者人口の増加に伴い、認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者等、介護サービスの需要が増大、多様化するなど、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。このことから前期計画に引き続き、以下のことに取り組みます。

1 サービス事業者等との連携体制の整備

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等のサービス事業者間の相互連携を図るための体制づくりを推進します。また、質の高いサービスを提供するため、埼玉県と連携して研修会や情報提供を行い、人材育成の支援を図ります。

2 事業者による介護サービス情報の公表

すべての介護サービス事業者に対して、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられていることから、利用者がサービス選択を適切に行えるよう、埼玉県と連携しながらサービス情報の公表を推進します。

3 第三者評価の推進

埼玉県では、「福祉サービス第三者評価認証等委員会」を設置し、第三者評価機関の認証を行っています。また、第三者評価結果を事業者の同意により、埼玉県ホームページで公開しています。

埼玉県と連携し、制度の周知・普及に努めます。

4 介護サービスの確保と質の向上

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの増大、多様化が見込まれることから、質の高いサービスを切れ目なく提供できるよう、地域密着型サービス事業者の公募や居宅支援事業所の指定を行い、必要な介護サービスの確保に努めます。また、運営指導や集団指導を実施するほか、各種研修会等の情報提供を行い、質の向上に努めます。

5 介護人材の確保・生産性の向上

生産年齢人口が減少するなか、介護サービス及び地域支援事業に携わる介護人材の確保が難しくなることが懸念されます。このことから、ICT等を活用し業務の効率化を図るなど、より働きやすい環境を整える必要があるため、埼玉県、市町と連携し介護人材の確保、生産性の向上に努めます。

6 介護者（ケアラー）等への支援

援助を必要とする親族等の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話等を提供する「ケアラー」の存在を広く知ってもらうための啓発・広報活動を実施するほか、市町、地域包括支援センターと連携し、家族介護者教室や介護者サロン等の情報交換の場の提供、相談体制の整備等、ケアラーの支援体制を構築します。

また、「埼玉県ケアラー支援計画」との整合性を図りながら、ケアラー支援に取り組みます。

第3節 計画の進捗管理

計画の進捗状況等について、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会等に報告し、また意見を徴するとともに、以下の取り組みを行います。

1 介護保険事業計画の公表

本計画は、組合のホームページで公表するほか、概要を記載した冊子を全戸配布して、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

2 達成状況の点検・評価

本計画は、各年度においてその達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討します。

資料編

市町別人口推計について

単位：人

	実績値			推計値					
	第8期計画期間			第9期計画期間			第11期	第12期	第14期
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
熊谷市									
総人口	194,122	193,502	192,553	191,261	189,891	188,455	182,050	172,779	162,474
40歳未満	69,405	68,597	67,584	66,412	65,228	64,276	60,143	55,239	50,246
40～64歳	66,709	66,581	66,373	65,874	65,548	65,080	62,730	58,578	52,732
高齢者人口	58,008	58,324	58,596	58,975	59,115	59,099	59,177	58,962	59,496
高齢化率(%)	29.9%	30.1%	30.4%	30.8%	31.1%	31.4%	32.5%	34.1%	36.6%
深谷市									
総人口	142,435	141,837	141,448	140,754	140,008	139,224	135,568	130,026	123,627
40歳未満	52,219	51,339	50,574	49,778	48,986	48,256	45,641	42,743	39,678
40～64歳	48,001	48,035	48,200	48,133	48,056	47,988	46,941	44,030	39,602
高齢者人口	42,215	42,463	42,674	42,843	42,966	42,980	42,986	43,253	44,347
高齢化率(%)	29.6%	29.9%	30.2%	30.4%	30.7%	30.9%	31.7%	33.3%	35.9%
寄居町									
総人口	32,545	32,370	32,077	31,704	31,333	30,954	29,322	27,102	24,731
40歳未満	10,556	10,400	10,230	9,931	9,686	9,455	8,509	7,414	6,443
40～64歳	10,903	10,819	10,643	10,554	10,350	10,199	9,673	8,923	7,765
高齢者人口	11,086	11,151	11,204	11,219	11,297	11,300	11,140	10,765	10,523
高齢化率(%)	34.1%	34.4%	34.9%	35.4%	36.1%	36.5%	38.0%	39.7%	42.5%
組合全体									
総人口	369,102	367,709	366,078	363,719	361,232	358,633	346,940	329,907	310,832
40歳未満	132,180	130,336	128,388	126,121	123,900	121,987	114,293	105,396	96,367
40～64歳	125,613	125,435	125,216	124,561	123,954	123,267	119,344	111,531	100,099
高齢者人口	111,309	111,938	112,474	113,037	113,378	113,379	113,303	112,980	114,366
高齢化率(%)	30.2%	30.4%	30.7%	31.1%	31.4%	31.6%	32.7%	34.2%	36.8%

資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

○大里広域市町村圏組合介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の設置）

第11条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が円滑かつ適切に行われることに資するため、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会を置くことができる。

○大里広域市町村圏組合介護保険条例施行規則（抜粋）

（所掌事項）

第28条 介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 地域密着型サービスに関する事項
- (3) 地域包括支援センターに関する事項
- (4) その他介護保険事業の運営上必要と認められる事項

（組織）

第29条 運営協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 組合議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 事業所の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他管理者が特に必要と認める者

（任期）

第30条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第31条 運営協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第32条 運営協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(庶務)

第33条 運営協議会の庶務は、介護保険課において処理する。
(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

○大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する組合の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法律又はこれに基づく政令により設置されたもの及び附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

別表

附属機関名	職 務
大里広域市町村圏 組合介護保険運営 協議会	介護保険に係る施策の企画立案及びその実施に関し、管理者の諮問に応じ、審議し、答申するとともに、建議する。

大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会委員構成

委員	選出資格等		人数	推薦団体名
1号委員	被保険者を代表する者	民生・児童委員 公募委員	4	熊谷市・深谷市・寄居町・公募
2号委員	組合議会委員	市町議会議員	3	熊谷市・深谷市・寄居町
3号委員	識見を有する者	大学教授	1	立正大学社会福祉学部
4号委員	関係団体の代表者	医師	2	熊谷市医師会
				深谷寄居医師会
		歯科医師	2	熊谷市歯科医師会
				深谷寄居歯科医師会
		薬剤師	2	熊谷薬剤師会
				深谷市薬剤師会
5号委員	事業所の代表者	介護支援専門員	2	熊谷市・深谷市
6号委員	関係行政機関の職員	県職員	1	埼玉県北部福祉事務所

大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会 委員名簿

(敬称略)

委員	氏名	備考
1号委員	寺田 治子	民生委員児童委員協議会（熊谷市）
	大谷 かをる	民生委員児童委員協議会（深谷市）
	吉田 豊	民生委員児童委員協議会（寄居町）
	民谷 久雄	公募委員
2号委員	新島 一英	組合議会（熊谷市）
	五間 くみ子	組合議会（深谷市）
	鈴木 詠子	組合議会（寄居町）
3号委員	溝口 元	立正大学社会福祉学部教授
4号委員	小堀 勝充	熊谷市医師会
	柴田 忠彦	深谷寄居医師会
	三橋 守泰	熊谷市歯科医師会
	中島 章富	深谷寄居歯科医師会
	富岡 伸夫	熊谷薬剤師会
	中里 範子	深谷市薬剤師会
5号委員	古賀 大輔	介護支援専門員連絡協議会（熊谷市）
	川上 浩徳	介護支援専門員連絡協議会（深谷市）
6号委員	飯田 明宏	埼玉県北部福祉事務所

用語集

【A～Z】

ACP

「Advance Care Planning」の略

人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組。

「人生会議」という愛称で呼ばれている。

ICT

「Information and Communications Technology」の略。通信情報技術。

NPO (Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）からなる管理手法。

【あ行】

医療ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

【か行】

介護認定審査会

市町村の附属機関として設置され、保健、医療、福祉に関する学識経験者によって構成される合議体のこと。認定調査に基づいた全国共通のコンピュータによる「一次判定結果」と「主治医意見書」をもとに申請者の要介護度を公平かつ公正に審査・判定をする。

介護保険サービス

要介護者を対象とした介護サービスと要支援者を対象にした介護予防サービス、要支援者及び事業対象者を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業に区分される。居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援、施設サービスがある。

介護予防

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すもの。

介護予防サポーター

地域で行われる様々な介護予防活動を支える人材。介護予防の人材育成研修を修了した高齢者が介護予防サポーターとして認定される。

介護離職

家族の介護を抱えている労働者が、仕事と介護の両立が困難となり、介護のために仕事を辞めること。

基本チェックリスト

被保険者の老化の兆しに関するリスクの有無を把握する際に用いる、厚生労働省が示した25項目からなるチェックリストのこと。総合事業の実施にあたっては、事業対象者の該当確認を行う際に用いられることもある。

協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市町村が主体となって行う生活支援コーディネーターやNPO、民間企業等の多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組。

ケアラー

高齢等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護その他の援助を提供する者のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護

高齢者が認知症などによって、自ら物事を判断できなくなり、自己の権利や援助のニーズを表明できなくなった際に、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。一般的に、65歳以上人口の割合が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれている。

コーホート変化率法

特定期間に出生した人口を、同時に出生した集団とみなし、これを「コーホート」（同時出生集団）と呼ぶ。1年ごとの人口を基準人口とする場合は、1歳階級の人口が各コーホートを形成する。各コーホート（男女、年齢別）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護と医療が連携しケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅。

生活支援サービス

一人暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等市町村が行う高齢者の生活を支援するサービス。

成年後見制度

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の判断を、周囲の人が補うことにより、法律的に支援するための制度。

【た行】

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）ないしその前後に生まれた世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめるための一つの手法として位置づけられた会議のこと。

地域支援事業

高齢者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各市町村が実施する事業のこと。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業からなる。

市町の実情に合わせた運用となっており、市町ごとに基準等を定めているために実施状況が大きく異なっている事業がある。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

【な行】

日常生活圏域

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域。

認知症カフェ〈オレンジカフェ〉

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、地域の情報を交換したり、専門家と相談したりすることを目的として集う交流の場。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者のこと。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断、身体合併症への対応、専門的な相談の実施を行うとともに、かかりつけ医等への研修、地域の保健医療・介護関係者等との連携を行い、認知症に関わる地域の医療機能の中核機関として機能している。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、関係機関の連携支援のほか、認知症施策や事業の企画調整等を行う者。

【は行】

徘徊高齢者探索サービス

徘徊行動のある人に常時発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼により現在位置を探索してお知らせするサービス。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

【ま行】

見える化システム

地域包括ケア「見える化」システムのこと。都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省により開発された情報システムのこと。

【や行】

有料老人ホーム

食事とその他日常生活上のサービスを提供。入居者との介護に係る契約によって、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの3類型に分類される。

予防給付

要支援1・要支援2と認定された方に対するサービス。対象者の特徴は、廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下する状態）の方が多く、早い時期に予防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性があることとされ、本人の意欲を高めながら予防のサービスを提供することが必要とされる。



大里広域市町村圏組合

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行／大里広域市町村圏組合

〒360-0033 埼玉県熊谷市曙町二丁目 68 番地

電話 (048) 501-1330 F A X (048) 527-1234
